

第 4 期

障がい者計画・障がい福祉計画

南 相 馬 市

平成 27 年 3 月

はじめに

本市では、平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」の目的である「自立」を目指すため、障がい者が自分らしく生きて自分を活かせる環境創りをすることを基本指針とする「第 2 期障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、施策を実施してきました。

そのような中、本市では、平成 23 年 3 月 11 日の『東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故』による多大なる災害を被り、障がいのある人たちの生活は、介護職の人員不足などもあり厳しい状況におかれ、震災等から 4 年が経過した現在もその状況が続いております。

その後、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）が施行され、法の目的が、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と変更され、明記されるとともに、障がいのある人を支える背景も、“制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系等を整備する”とされました。また、その後も障がい者の範囲に一定の難病患者も加わるなど、障がい福祉制度は複雑多岐にわたってきております。

このような背景のもと、本市においても障がい者が必要とする障がい福祉サービスを確保するとともに、障がい者支援施策を総合的に展開するため「南相馬市第 4 期障がい者計画・障がい福祉計画」を策定することといたしました。

今後は、障がいのある人が、地域社会の中で自分らしく生きられるよう、本計画に記載した事業の実施に、着実に取り組んで参りたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なお時間を割きご協議いただきました「南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会」の委員の皆様や相談支援専門員、各関係機関の皆様に心から感謝申し上げますとともに、これからの障がい福祉施策の実施に対して、市民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

南相馬市長 桜井 勝延

目 次

第1章 障がい児者を取りまく現状と課題

I. 障がい児者数の推移	1
II. 障がい児者を取りまく現状と課題	6

第2章 計画の基本的な考え方

I. 計画策定の趣旨	17
II. 計画の基本理念	21
III. 計画の基本目標及び基本施策	22
IV. 計画の体系	24

第3章 計画の基本施策

I. 障がい福祉サービスの充実	25
II. 地域における支援体制の充実	46
III. 保健・医療サービスの充実	49
IV. 障がいのある子どもへの支援	52
V. 社会参加の促進と自立への支援	56
VI. 安心して暮らせる生活環境づくりの推進	62

第4章 計画の推進に向けて

I. 計画達成状況の点検および評価	66
-------------------	----

第5章 資料編

I. 南相馬市障がい者計画・障がい福祉計画の策定体制	67
II. 計画策定の経緯	71
III. 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会との連携	71

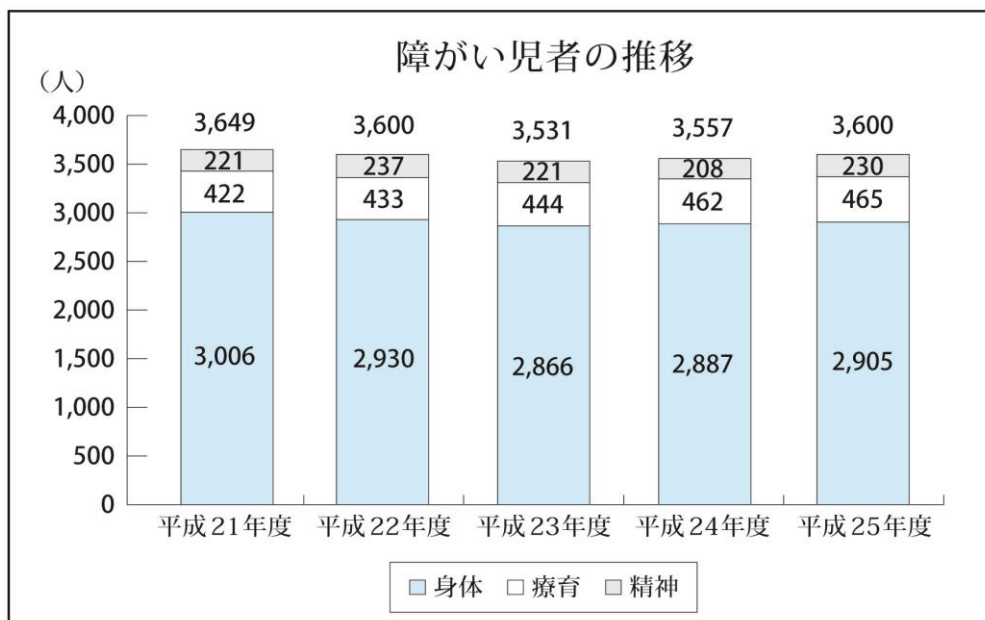
第1章 障がい児者を取りまく現状と課題

I. 障がい児者数の推移

(1) 障がい児者手帳所持者数の推移

障がい児者の数を各種手帳所持者数を合算した人数で見ますと、平成21年度から平成25年度の5年間で49人減少（6.2%減）していますが、人口自体が減少していることもあり、人口における障がい者の割合においては、平成21年度の5.1%から平成25年度では5.6%と増加しています。

また、手帳の種類別で見ますと、平成21年度から平成25年度においては、身体障害者手帳の所持者は2,900人前後、精神保健福祉手帳の所持者は230人前後で推移していますが、療育手帳の所持者は年々増加する傾向にあり、43人の増加（10.2%増）となっています。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

【人口の推移】

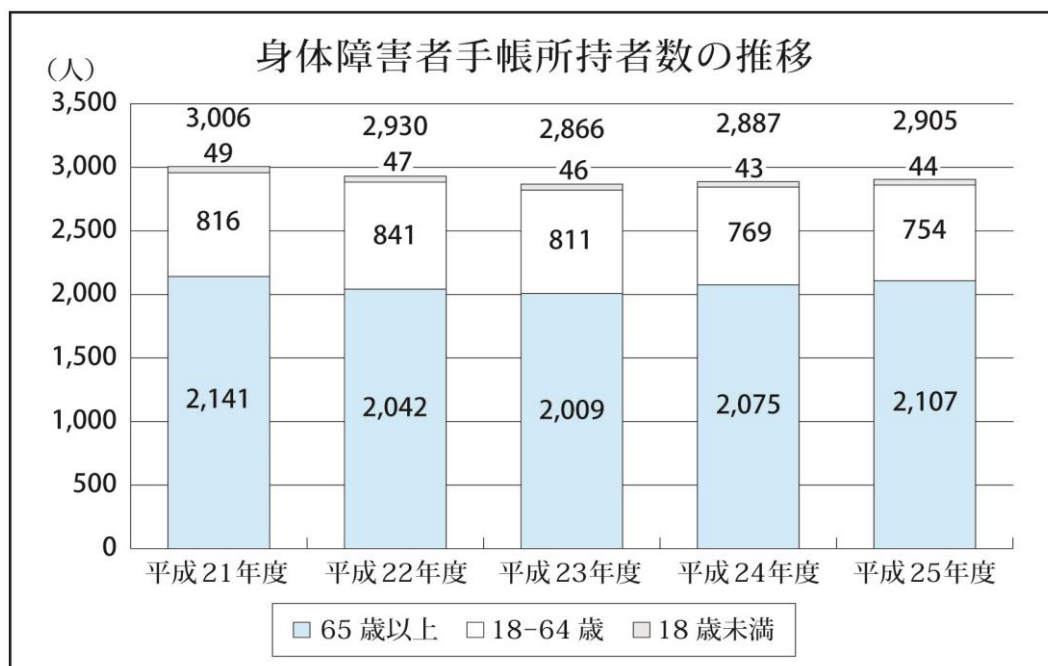
年度	21	22	23	24	25
人口 (人)	71,559	70,516	66,385	65,298	64,621
(対前年・ 減少率)	—	(△2%)	(△6%)	(△2%)	(△1%)

出典：南相馬市住民基本台帳（各年度末現在）

(2) 身体障害者手帳の所持者数の推移

身体障害者手帳の所持者数は、平成21年度から平成25年度までの5年間で、3,006人から2,905人と101人減少(0.7%減)しています。

これを年代別にみますと、65歳以上は2,141人から2,107人と34人の減少(1.6%減)、18歳～64歳は816人から754人と62人減少(7.5%減)していますが、人口自体が、この間6,938人が減少(9.7%減)しており、人口に対する身体障害者の手帳所持者割合においては、平成21年度の4.2%が平成25年度では4.5%と増加しています。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者の等級の推移

年度 等級	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 級	954	935	925	932	943
2 級	495	455	430	416	405
3 級	436	434	431	432	456
4 級	638	644	632	657	657
5 級	260	247	238	237	227
6 級	223	215	210	213	217
その他	0	0	0	0	0
計	3,006	2,930	2,866	2,887	2,905

身体障害者手帳所持者の障がい種類別の内訳

【平成 26 年 3 月現在】

障がいの種類 等級	視覚	聴覚	平衡機能	音声機能	言語機能	そしやく機能	肢 体 不 自 由	心臓機能	呼吸器機能	じん臓機能	肝臓機能	ぼうこう・小腸・直腸免疫機能	計
1 級	75	4	0	0	0	0	284	409	6	161	4	0	
2 級	48	45	0	3	0	0	303	0	3	2	0	1	405
3 級	13	17	2	13	1	0	289	84	29	1	0	7	456
4 級	7	58	0	5	0	0	422	47	8	0	0	110	657
5 級	29	0	1	0	0	0	197	0	0	0	0	0	227
6 級	33	80	0	0	0	0	104	0	0	0	0	0	217
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	205	204	3	21	1	0	1,599	540	46	164	4	118	2,905

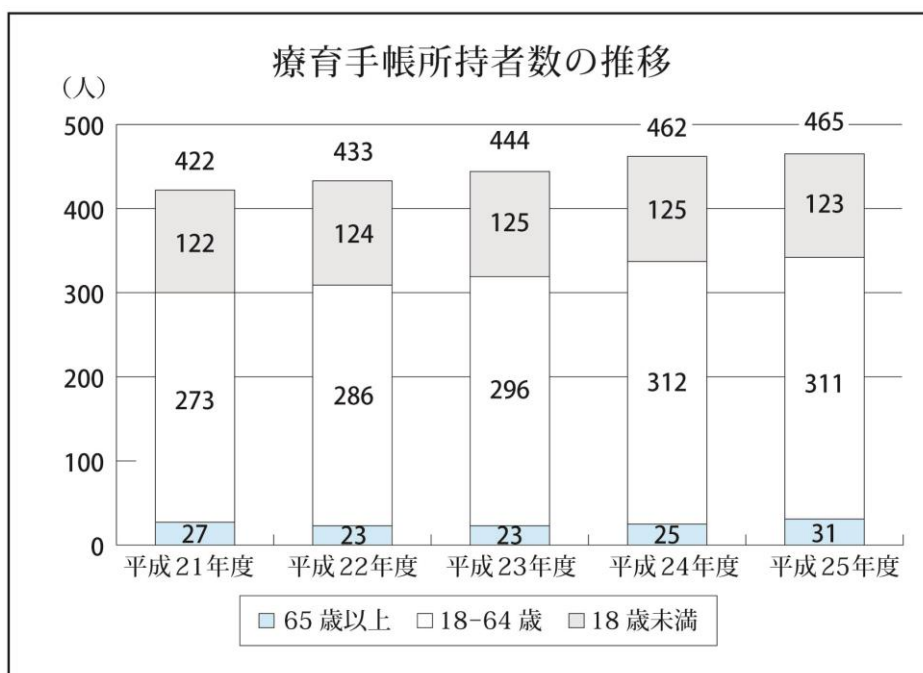
出典：社会福祉課（各年度末現在）

(3)療育手帳の所持者数の推移

療育手帳の所持者数は、平成21年度から平成25年度までの5年間で422人から465人へと43人増加（10.2%）しています。

これを年代別にみますと、18歳未満は122人から123人でほぼ変わりませんが、18歳～64歳は273人から311人と38人増加（14%増）しており、また65歳以上も27人から31人と4人の増加（14.8%）しております。

人口に対する療育手帳の所持者の割合においては、平成21年度の0.6%、平成25年度では0.7%と増加しています。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

療育手帳所持者の等級の推移

年度 障がい の程度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
A（最重度）	11	10	11	12	12
A（重度）	117	115	122	122	118
B（中度）	204	211	207	211	209
B（軽度）	90	97	104	117	126
計	422	433	444	462	465

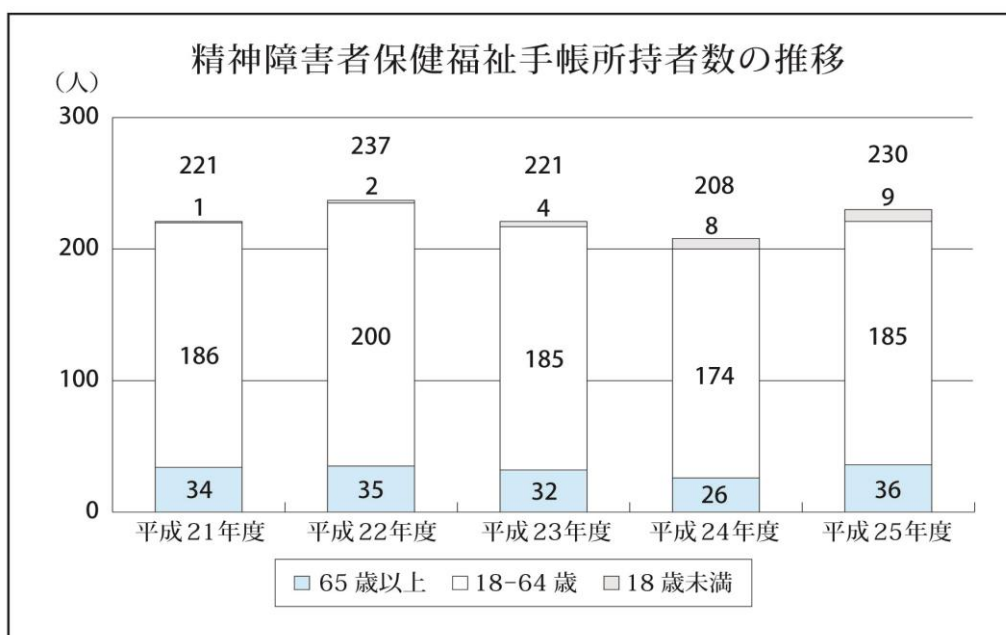
出典：社会福祉課（各年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、平成21年度から平成25年度までの5年間で221人から230人へと9人増加（4.1%増）しています。

これを年代別にみますと、18歳未満は1人から9人と8人の増加、18歳～64歳は186人から185人と1人の減少（0.5%減）、65歳以上は34人から36人と2人の増加（5.8%増）となっています。

人口における精神保健福祉手帳の所持者の割合は、平成21年度の0.3%、平成25年度では0.4%と増加しています。



出典：社会福祉課（各年度末現在）

精神保健福祉手帳所持者の等級の推移

年度 等級	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1級	49	48	40	26	35
2級	137	147	139	139	141
3級	35	42	42	43	54
計	221	237	221	208	230

出典：社会福祉課（各年度末現在）

II. 障がい児者を取りまく現状と課題

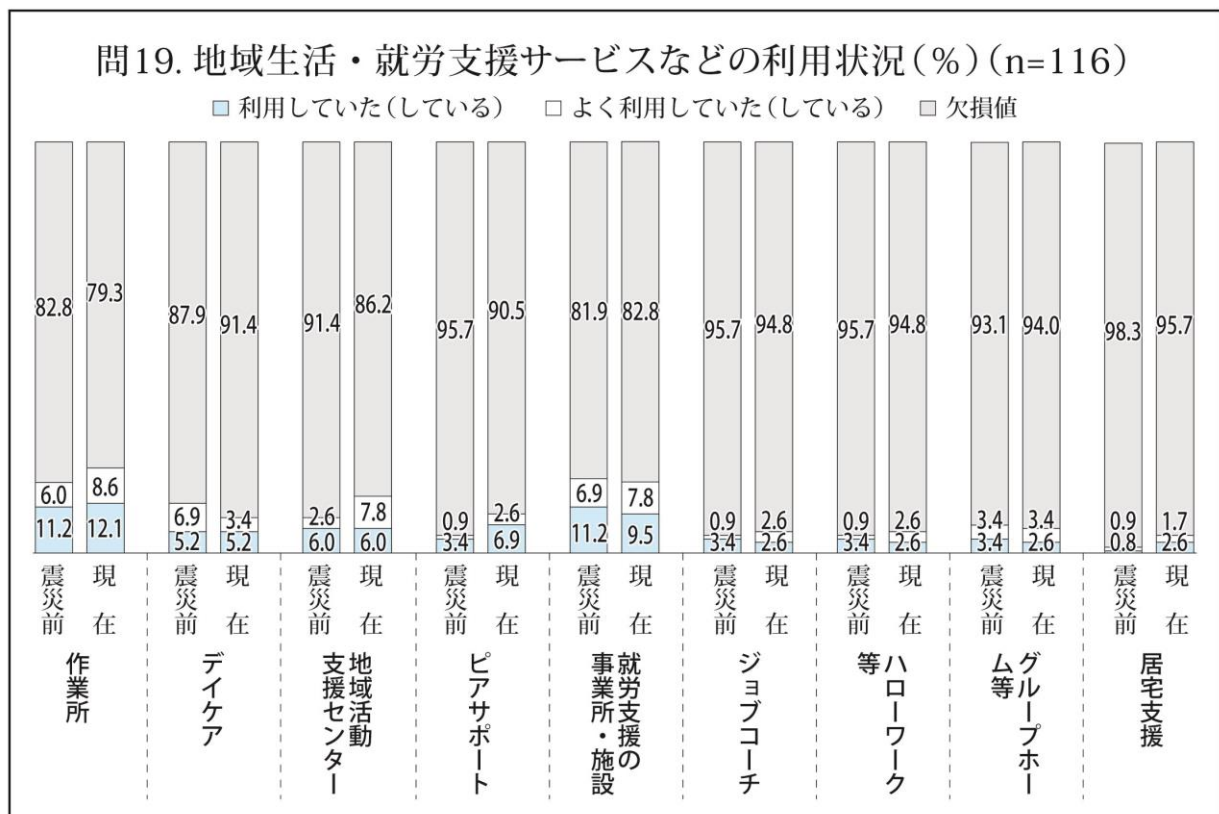
(1) 障がい福祉サービス

本市においては、平成23年3月の「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故(以下、「東日本大震災等」とする。)」という未曾有の災害を受け、避難に伴う介護職の人員不足などにより、障がいのある人にとって、必要なサービスが十分に受けられていない状況にあります。

障がいのある人が地域社会で安定した生活を営むためには、日常生活を営む上で必要な支援や訓練を受け、仲間や地域の人々と共に活動するなど、いきいきと社会参加できるまちづくりを推進することが必要です。

このことから、障がい福祉サービスの有効利用や様々な活動への参加を通し、健康で生きがいのある生活を送れるよう、障がい福祉サービスを始め各種サービスを一層充実させていくことが求められています。

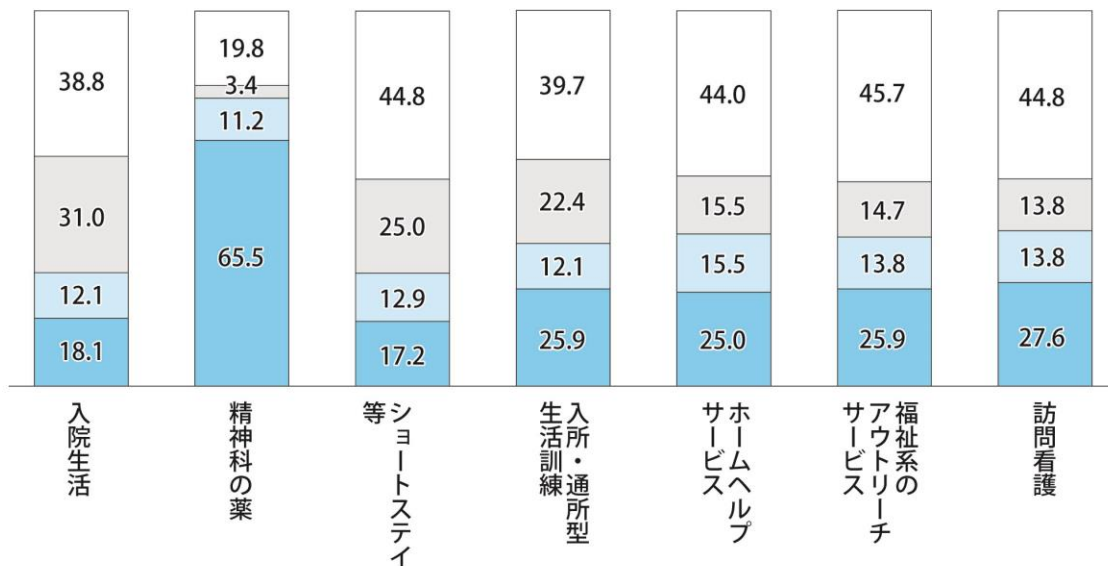
また、障がいのある人が、「これを・こうしたい」と自ら必要とする障がい福祉サービスを利用するための計画を立て、障がい福祉サービス事業所と調整することはなかなか難しいため、希望する障がい福祉サービスが利用できるよう、相談支援を充実させることが必要です。



出典：相双地域における精神障害者
保健福祉手帳所持者に対する調査
(平成26年2月調査)

問19. 治療や福祉のサービスなどの今後の利用希望(%) (n=116)

■ 利用したい □ どちらともいえない □ 利用したくない □ 欠損値



出典：相双地域における精神障害者
保健福祉手帳所持者に対する調査
(平成26年2月調査)

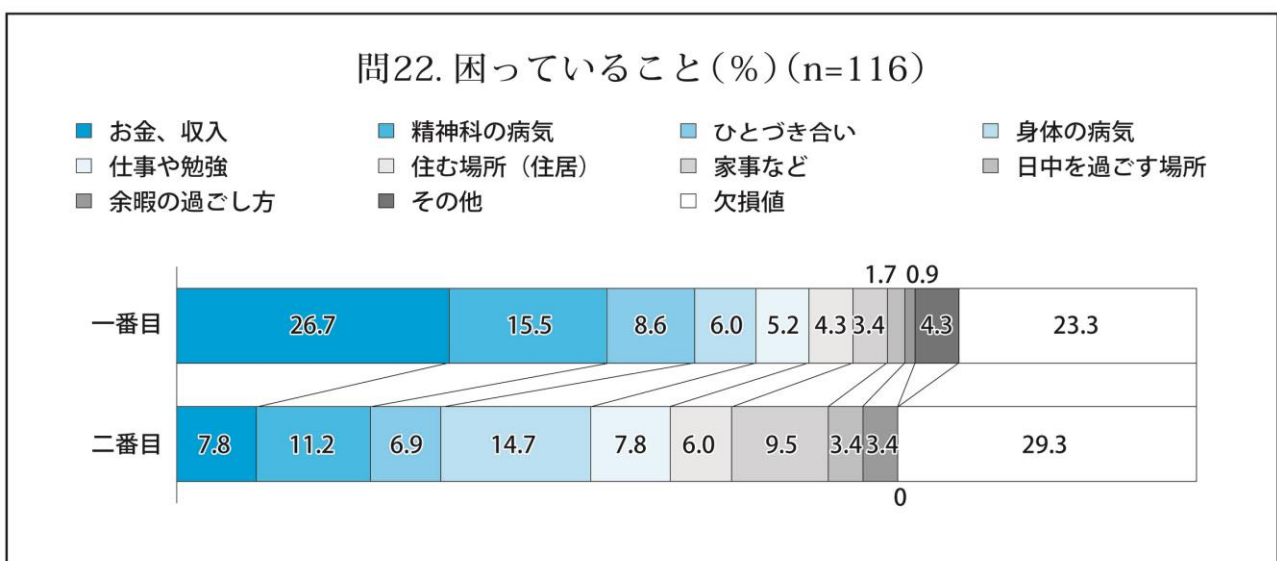
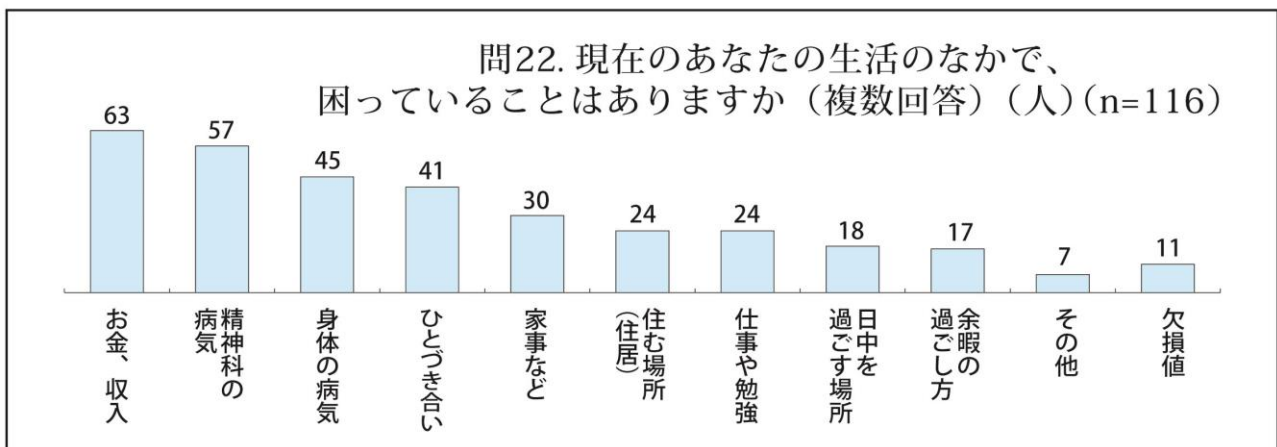
(2) 地域における支援体制

平成24年度から、障がい福祉サービスを利用するために、計画相談の作成が必要とされていますが、東日本大震災等の影響により、相談員や相談支援専門員が少ないため、細やかな相談に対応することが困難な状況にあります。

また、東日本大震災等による避難で市外や県外に居住し、居住先で障がい福祉サービスを受けている障がいのある人もいるため、避難先の自治体や障がい福祉サービス事業所との連携が課題となっています。

このことから、自分の要求を自ら表出することが困難な障がいのある人が、地域で安全に安心して生活するうえで、相談支援事業所や民生委員・児童委員等各種相談機関による相談を通して、必要とする障がい福祉サービスを把握し、障がいのある人や障がいのある人のいる家族を地域で支える支援体制の強化が必要となっています。

さらに、障がい福祉サービス等を提供する団体間の連携、総合的なサービス提供のあり方や、障がいのある人とない人が共生できる施策などを総合的に検討する組織の強化を図るとともに、障がいのある人の生活を支援するボランティアの育成などが求められています。



出典：相双地域における精神障害者保健福祉手帳所持者に対する調査
(平成26年2月調査)

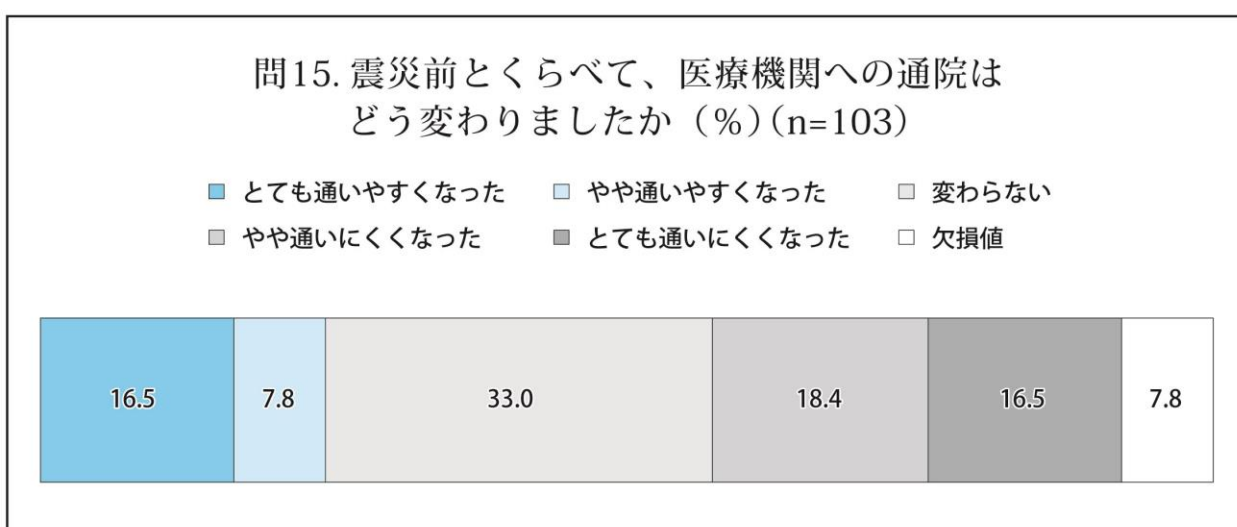
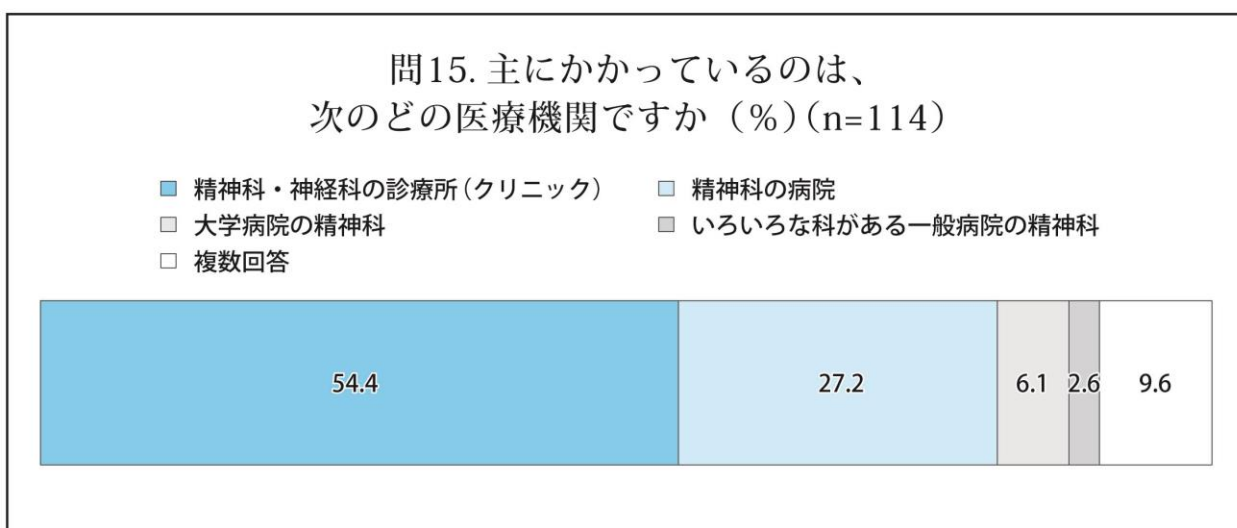
(3) 保健・医療サービス

東日本大震災等による影響により、一部の医療機関の休止や、医師不足・看護師不足などで開業日数や開業時間の短縮等があり、震災以前と同様の医療機関での受診はなかなか難しい状況になっており、障がいのある人に関係する医療機関の充足が求められています。

障がいの発生は様々で、出生前の先天的な原因によるもの、出生時や出生後の事故や労働災害などの事故によるものがあります。特に 65 歳以上の身体障がい者が多いことから、脳卒中・糖尿病や心臓病などの生活習慣病によものが多く、後天的なものは誰にとっても起こりうるものです。

後天的に発生する障がいに関しては、疾病を予防し、健やかな生活を送るために、乳幼児健診や健康診断、さらに健康教育や健康相談等により、予防の充実を図る必要があります。

また、障がいが発生したり重症化しないように、予防や早期発見・早期療育の重要性を周知する必要があります。



出典：相双地域における精神障害者
保健福祉手帳所持者に対する調査
(平成26年2月調査)

(4) 障がいのある子どもへの支援

本市における健診において、経過観察が必要となる幼児が増加傾向にあり、併せて、児童発達支援・放課後等デイサービスを利用する児童も増えています。

東日本大震災等の影響により、震災以前よりもさらに不足している医療サービスや専門的な医師を配置する小児科が無い状況で、特別な支援を必要とするこどもや発達に心配のある子どもや保護者が、地域のなかで安心して過ごせるための環境整備と支援体制づくりが必要です。

また、障がいのある子どもの、早期発見・早期療育を推進するため、保健・教育・福祉・医療の連携による支援体制の強化が必要です。

検診で経過観察が必要となった幼児数

	項目	年度				
		21	22	23	24	25
1歳 6ヶ月	健康診査 対象幼児数	610	557	163	179	236
	健康診査 受診幼児数 (A)	601	549	159	174	231
	要観察 幼児数 (B)	273	200	80	104	151
	要観察 幼児率 (B/A)	45.4%	36.4%	50.3%	59.8%	65.4%
3歳児	健康診査 対象幼児数	636	586	224	243	250
	健康診査 受診幼児数 (C)	617	562	209	238	239
	要観察 幼児数 (D)	185	236	99	102	129
	要観察 幼児率 (D/C)	30.0%	42.0%	47.4%	42.9%	54.0%

出典：健康づくり課（各年度末現在）

●市内(市外)小中学校及び高等部の就学状況(各年度5月1日現在)

(人)

小学校	年度	21	22	23	24	25	26
	①市内児童数	4,006	4,028	1,252	1,920	2,037	2,132
内：特別支援学級 通級児童数	69	64	26	44	43	50	
②相馬養護学校通学 児童数	8	8	11	16	18	18	

中学校	年度	21	22	23	24	25	26
	①市内児童数	2,037	1,985	819	1,189	1,261	1,331
内：特別支援学級 通級児童数	28	25	12	24	26	25	
②相馬養護学校通学 児童数	9	6	6	10	10	7	

高等部	年度	21	22	23	24	25	26
	相馬養護学校 通学生徒数	20	20	15	21	24	26

出典：学校教育課
福島県立相馬養護学校

●市内(市外)小中学校及び高等部の児童・生徒数(平成26年5月1日現在)

(人)

	学年	1	2	3	4	5	6
	小学校	①児童数	332	299	363	366	373
	内：特別支援学級 通級等児童数	4	6	11	7	11	11
	②相馬養護学校通学 児童数	1	3	2	4	1	7
中学校	①生徒数	424	476	431			
	内；特別支援学級 通級等児童数	10	5	10			
	②相馬養護学校通学 生徒数	2	1	4			
高等部	相馬養護学校 通学生徒数	13	9	4			

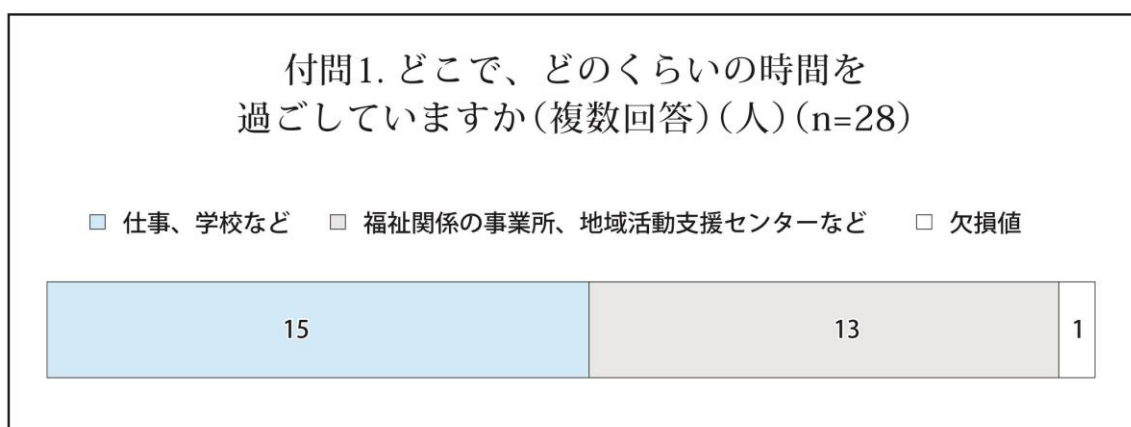
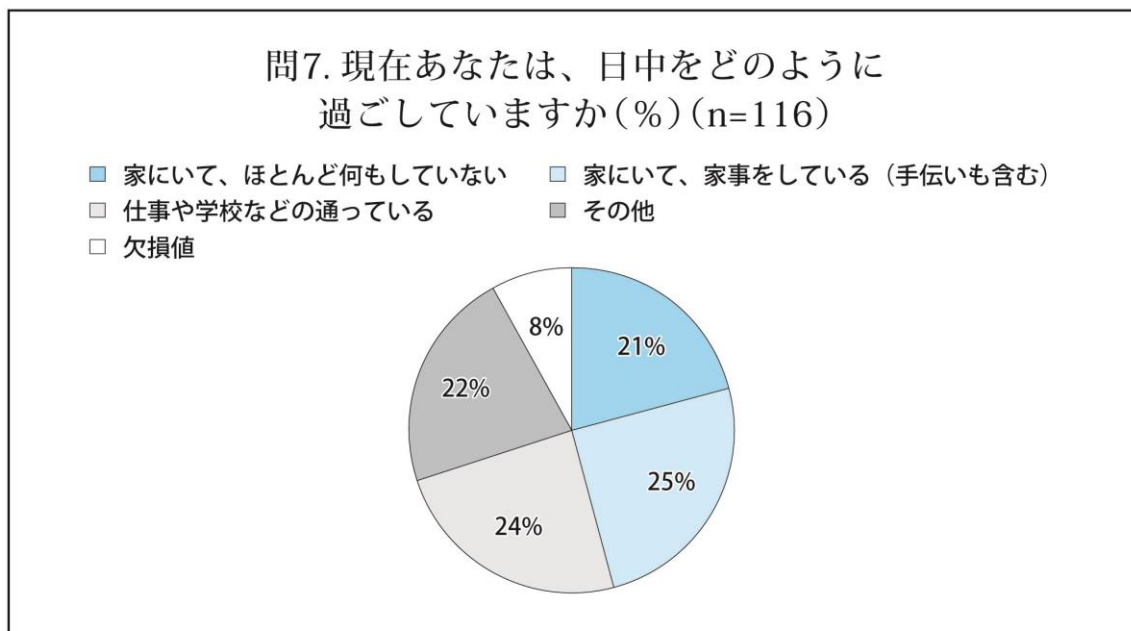
出典：学校教育課
福島県立相馬養護学校

(5) 社会参加の促進と自立

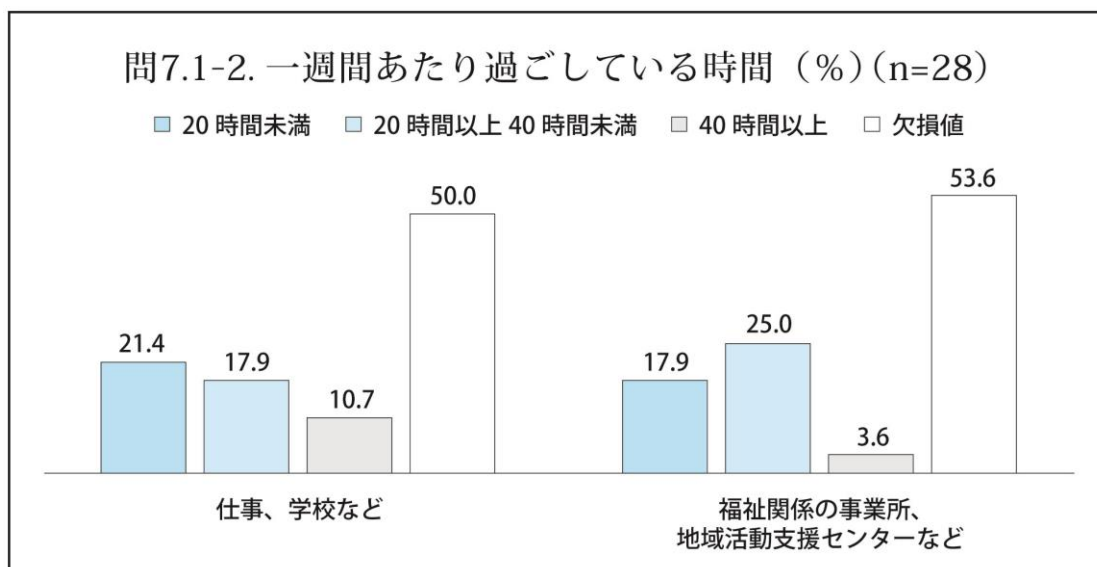
障がいのある人の自立を促進するため、障がいのある人一人ひとりが、その個性を尊重されながら地域で暮らし、地域社会に参加し、その役割を果たすための支援が求められています。

障がいのある人に対する差別への対応、権利の擁護や利用するサービスについての情報の提供、並びに、障がいのある人への理解や共感を醸成する取組が必要となっています。

また、障がいのある人が安定的な雇用や収入を確保し、スポーツ活動などの参加を通して社会生活を営み、自己選択・自己決定できる環境づくりの支援など、障がいのある人が、地域で共に生活していくうえで、社会参加ができるような環境を整えることが必要です。



出典：相双地域における精神障害者
保健福祉手帳所持者に対する調査
(平成26年2月調査)



出典：相双地域における精神障害者
保健福祉手帳所持者に対する調査
(平成26年2月調査)

【民間企業における雇用状況】

第1表 年度別障害者の雇用状況(各年6月1日)

*法定雇用率 2.0%

	年度	企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率 (%)	雇用率達成企業の割合 (%)
福島県	22	1,054	198,766	3,280.5	1.61	45.9
	23	1,040	207,320.0	3,301.5	1.59	46.8
	24	1,079	210,957.0	3,458.0	1.64	48.4
	25	1,213	219,780.0	3,716.5	1.69	46.6
	26	1,260	224,391.5	3,957.5	1.76	47.9
相双	22	87	10,922	186.0	1.70	59.8
	23	61	8,014.5	154.5	1.93	63.9
	24	61	7,305.0	129.5	1.77	52.5
	25	67	7,689.0	130.5	1.70	55.2
	26	66	7,972.0	153.5	1.93	62.1

*平成25年4月1日に法定雇用率が1.8%から2.0%に改正されたため、対象企業は平成24年度まで56人以上、平成25年より50人以上規模となっている。

*常用雇用重度身体・知的障害者はダブルカウント、短時間労働の身体・知的・精神障害者は0.5カウントしている。

*平成23年より短時間労働者も0.5人として雇用率算定の対象としている。

出典：ハローワーク相双・
障害者の雇用状況の推移

(6) 安心して暮らせる生活環境づくり

平成 23 年 3 月の東日本大震災の際には、障がいのある人が、『被害状況や避難の情報を得ることができず、避難所に避難したくても行く事ができなかった。また、避難所に行っても避難所での生活が困難で自宅に戻った。』ということがありました。

このようなことから、指定避難所での生活が困難な障がいのある人のための「福祉避難所の指定」や、災害時に速やかに避難できるように「避難個別支援計画」を作成するなど、災害時に、障がいのある人が安全に安心した避難生活を送れるような体制を構築する必要があります。

また、障がいのある人が自宅や地域で安心して暮らしていくことができるよう、災害などの緊急時に、避難が困難な障がいのある人の安全を確保するため、日ごろから地域住民への防犯や防災意識の普及・啓発と同時に、地域の人達と緊急時の支援体制を構築することが必要です。

1. 東日本大震災等の際に避難せずに市内に滞在していた障がい児者

	人数	割合	
①. ③の内、避難せずに市に滞在していた障がい児者	492	11.9%	①／③
②. ③のうち調査対象とした者 ●65歳未満、警戒区域の小高区除く	1,139	27.5%	②／③
③. ④の内、障がい者手帳所持者 ●身体・療育手帳所持者	4,141	5.8%	③／④
④. 人口	70,834	—	—

■東日本大震災等後、平成 23 年 6 月～8 月にかけて調査した、障がい児者の市内滞在者数。

2. 1-①の市に滞在していた障がい児者の避難経験有無の状況

(人)

市内滞在者	492	—	—	—
2-①. 避難経験あり	346	県内	県外	無回答
		141	188	17
2-②. 避難経験なし	108	—	—	—
2-③. 不明	38	—	—	—

出典：JDF 被災地障がい者センターふくしま
(平成 23 年 4 月～8 月調査)

3. 1-①の市に滞在していた障がい児者の障害種別

(人)

障がい種別	視覚	聴覚	平衡	音声	下肢	上肢	体幹	脳原上肢	心臓	呼吸	腎臓	膀胱・直腸	肝臓	身体障がい者 手帳計	療育手帳	不明	計
原町区	22	15	1	3	79	68	7	1	44	3	8	9	2	262	124	2	388
鹿島区	7	1	0	3	28	26	2	0	11	0	1	2	0	81	22	0	103
小高区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
計	29	16	1	6	107	94	9	1	55	3	9	11	2	343	147	2	492

4. 2-②の避難経験のない障がい児者の障害種別

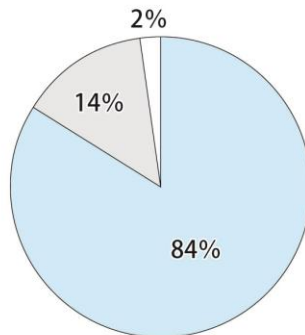
(人)

障がい種別	視覚	聴覚	平衡	音声	下肢	上肢	体幹	脳原上肢	心臓	呼吸	腎臓	膀胱・直腸	肝臓	身体障がい者 手帳計	療育手帳	不明	計
原町区	3	0	0	1	11	16	1	1	11	1	2	3	1	51	35	1	87
鹿島区	1	0	0	1	5	6	0	0	2	0	0	1	0	16	5	0	21
小高区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	4	0	0	2	16	22	1	1	13	1	2	4	1	67	40	1	108

出典：JDF 被災地障がい者センターふくしま
(平成 23 年 4 月～8 月調査)

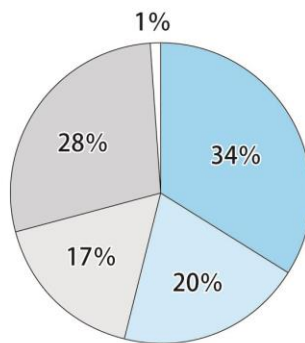
問11. 東日本大震災により避難されましたか(%) (n=116)

■ 避難した ■ 避難しなかった □ 欠損値



避難した回数(%) (n=98)

■ 1回 ■ 2回 ■ 3回 ■ 4回以上 □ 欠損値



出典：相双地域における精神障害者
保健福祉手帳所持者に対する調査
(平成26年2月調査)

第2章 計画の基本的な考え方

I. 計画策定の趣旨

障がいのある人への支援については、平成17年に「障害者自立支援法」が成立し、すべての障がいのある人が共通の制度の下で、一元的にサービスを受けられることになりました。

本市においては、平成18年度に「第1期 南相馬市障がい福祉計画」を策定し、障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保のための方策を定めた上で、障がい福祉サービスの提供体制の整備に努めてきました。

その後、平成20年3月に「第2期南相馬市障がい者計画・障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人一人ひとりが自立した地域生活が送れるようなまちづくりのほか、障がいのある人もない人も同じ社会環境で共に生き、認め合い、受けとめ合い、つなげ合う「ソーシャルインクルージョン¹(社会的包摂)」を目指してきました。

しかしながら、平成23年3月の東日本大震災等の影響により、平成21年度から平成23年度までの3年間における計画の達成状況の評価や新たな障がい福祉サービスの目標値の設定が困難であることから、本市では、新たな第3期計画の策定を見送り、第2期計画を第3期計画に置き換えることにより、障がいのある人への福祉サービスの維持に取り組んできました。

この間、国においては、災害対応や防犯の充実、虐待防止、雇用促進、差別解消など、障がいのある人の安全・安心を確保し、社会参加を一層促進するための法改正を行っており、社会における障がいのある人を取り巻く環境の変化が生じています。

このような状況の変化や震災から丸4年が過ぎたこと等も踏まえ、本市では、平成27年度より新たな計画の下に障がい者福祉サービスを更に充実させていくとの観点から、今回、第3期計画までの施策の達成状況に加え、法の変遷による国の基本指針の改正等の状況、障がいのある人の震災後の生活や置かれている環境と社会経済情勢の変化を勘案し、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とした「第4期 障がい者計画・障がい福祉計画」を策定することといたしました。

なお、本計画の策定においては、第3期計画と同様、障害者基本法で定める「障がい者計画」と障害者総合支援法に定められている「障がい福祉計画」を一体化して策定することとしました。

【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」とは】

種 別	根拠法令	計画の性格	計画の内容
障がい者計画	障害者基本法第11条第3項	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める	○計画の趣旨、期間等 ○基本理念、基本目標 ○施策体系 ○各施策の展開 ○施策の推進
障がい福祉計画	障害者総合支援法第88条第1項	国の基本方針に基づき障がい福祉サービス量と提供体制を確保するための計画	○障がい福祉サービス・相談支援の必要見込み量、確保方策 ○地域生活支援事業の実施に関する事項

¹ 全ての人間を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという理念

【「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の策定期間】

計画	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
障がい者計画 障がい福祉計画	第2期計画			第3期計画 第2期計画を継承			第4期計画		
	→			→ 見直し			→		

【震災後の法の変遷について】

	年 月	内 容
法制度の変遷	平成 23 年 8 月	「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行 ・障害者権利条約の理念に沿った所要の改正。目的規定や障がい者の定義の見直し、基本的施策に防災、防犯、消費者としての障がい者の保護を追加など。
	平成 24 年 4 月	「障害者自立支援法等の一部改正法」（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律）の施行 ・利用者負担の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実など。
	平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）の施行 ・障がい者虐待とその類型等を定義。虐待を受けた障がい者の保護、養護者に対する支援の措置など。
	平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）の施行 ・障害者自立支援法を障害者総合支援法とし、障がい者の範囲に難病患者等を追加。重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化など。
	平成 25 年 4 月	「障害者優先調達推進法」（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）の施行 ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定め、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るなど。
	平成 25 年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の公布 ・雇用の分野における障がい者に対する差別を禁止するための措置及び精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加えることなど。
	平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」（障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律）の公布 ・障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関事業者等における措置等を定め、障がいを理由とする差別の解消を推進するなど。
	平成 25 年 6 月	「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の公布 ・障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者についての名簿の作成と関係者への情報提供など。

	平成 25 年 6 月	「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」の施行 ・成年後見人が付いた人（成年被後見人）が選挙権・被選挙権を有することになるなど。
	平成 26 年 4 月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の施行 ・保護者制度の廃止、医療保護入院の方への退院支援の制度化など。

【参考】

■国における障害福祉計画策定における「基本指針」の一部改正の主な内容■

平成 26 年 5 月に厚生労働省が示した基本指針の一部改正の内容は次のとおりです。

この指針は、障がい福祉サービスや相談支援、地域生活事業を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に図られることを目的とするものです。

1. 障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援の提供体制の確保に係る目標

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・施設入所者の地域生活への移行者数の目標が設定されました。
- ・施設入所者の削減数の目標値が設定されました。

②地域生活支援拠点等の整備

- ・障がい者の地域での生活を支援する拠点等の整備に関する事項が定められました。

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・福祉施設から一般就労への移行者数の目標値が設定されました。
- ・就労移行支援事業所の利用者数の目標値が設定されました。
- ・就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標値が設定されました。

2. 相談支援体制の充実・強化に関する規定の整備

計画相談支援の利用者数の増加に向けた更なる体制の整備、地域移行支援及び地域定着支援の体制の整備、協議会における関係者の有機的な連携の必要性等が定められました。

3. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的整備

子ども・子育て支援法に基づき、都道府県及び市町村が作成する子ども・子育て支援事業計画において、障がい児支援について記載されることを踏まえるとされました。

4. 市町村及び都道府県が障害福祉計画に定めるべき事項について、調査、分析及び評価を行うことに関する規定の整備

障害福祉計画における目標等について、少なくとも年 1 回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて障がい福祉計画の見直しの措置（PDCA）を講じること等が定められました。

【参考】

■第4期福島県障がい福祉計画(素案)の主な内容■

第1 基本的事項

1. 計画策定の背景と趣旨

障害者総合支援法第89条第1項に基づき、国の基本指針に即して策定。

2. 計画の基本理念

- (1)障がい者及び障がい児の自己決定と自己選択の尊重
- (2)実施主体の市町村と障がい種別によらない制度の一元化への対応
- (3)地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供の整備
- (4)東日本大震災・原子力災害からの復興・再生
- (5)災害時の障がい児等に対する福祉体制の強化
- (6)障がい児支援の提供体制【新】

3. 計画の目的

- (1)地域生活支援体制の充実
- (2)福祉施設入所者の地域生活への移行促進
- (3)入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進
- (4)福祉施設からの一般就労への移行推進

第2 障がい者及び福祉サービスの利用状況

- ・障がい者に難病患者等と障がい児を追加

第3 平成29年度の成果目標の設定

- ・地域生活支援拠点等の整備を追加

第5 各年度の指定障がい福祉サービス、相談支援の種類ごとの必要な量の見込及びその見込み量の確保の為の方策

- ・PDCAサイクルの導入(強化)と障がい児支援を追加

第9 都道府県の地域生活支援事業等の実施に関する事項

- ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業と専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、意思疎通支援事業を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業を追加

(第4・第6～第8は省略)

II. 計画の基本理念

健康で安心して暮らすことができるまち、南相馬
～震災を乗り越えて、障がいのある人が地域の中で自分らしく生きる～

「障害者基本法」の理念を踏まえ「障害者総合支援法」は策定されており、その基本理念は、

- ①全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する
- ③可能な限りその身近な場所において必要な（中略）支援を受けられる
- ④社会参加の機会を確保する
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない
- ⑥社会的障壁の除去をする」とされています。

一方、本市では、第2期・第3期の「障がい者計画・障がい福祉計画」において、同計画で掲げた目標である「ノーマライゼーション¹」「リハビリテーション²」「ソーシャルインクルージョン³」の理念を活かし、ともに生き、ふれあい、うるおいのあるまちづくりをめざし、障がいのある人が「自己選択・自己決定」できることを基本に計画を進めてきました。

このような中、東日本大震災等により、障がいのある人の生活環境の悪化と障がい福祉サービス提供体制の減少や低下、という大きな変化が生じてしまいました。また、避難により、地域のコミュニティが崩壊してしまったことはもとより、インフォーマルな支援や見守りの目が減ることにもつながりました。

この間、国においては、災害対応や防犯の充実、虐待防止、雇用促進、差別解消など障がいのある人の安全・安心を確保し、社会参加を一層促すための法改正を行ってきました。その基本となるものは、障害者総合支援法の基本理念の一つである「基本的人権を有するかけがえのない個人として尊重されるもの」であり、そのことは、障がいのある人が“自分”というものをしっかりと持ち続けながら社会を生き抜くことにもつながるものです。

この「第4期 障がい者計画・障がい福祉計画」の基本理念の設定に当たっては、本計画が、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「南相馬市復興総合計画前期計画」の基本方針「健康で安心して暮らすことができるまちづくり」を具体的に取り組むための部門別計画に位置付けられていることから、本計画の基本理念には復興総合計画の基本方針

¹ 障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方

² 障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、ライフステージの全ての段階において、全人的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指す考え方

³ 全ての人間を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支えあうという理念

「健康で安心して暮らすことができるまち」を掲げております。

また、本市においては、東日本大震災等によりもたらされた厳しい現実に向かい、再びコミュニティの再生、ソーシャルキャピタル社会(社会的関係資本)の醸成のために、困難な課題の解決に向け全力で取り組み支援していくとともに、障がいのある人自身においても、このような逆境の中にあっても、決して自分を見失わず、自らが“自分らしく生きる”ことを目指してほしいとの願いから、～震災を乗り越えて、障がいのある人が地域の中で自分らしく生きる～というサブタイトルを設定することとします。

Ⅲ. 計画の基本目標及び基本施策

基本理念の実現に向け、本計画における基本目標として次の5点を掲げます。

◆基本目標

基本目標 1 地域生活への支援

障がいのある人の個性や特性が市民に理解され、障がいのある人が地域の中で生活するために必要な障がい福祉サービス等が十分に受けられるように、支援体制と福祉サービス内容の充実に取り組みます。

基本目標 2 自立した生活への支援

自ら決定し、選択できる生活を支える上で必要となる支援の仕組みを構築するとともに、安定した生活を送れるよう、医療や教育・療育機関と連携した支援が提供できるよう取り組みます。

基本目標 3 社会参加の促進

地域のなかで住民との交流を図り、自立した生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実や、雇用の場の確保に努めます。

基本目標 4 安全・安心な生活環境の推進

バリアフリーの更なる推進により、安全・安心した生活を送れるようなまちづくりや、居住の場の提供の支援の取り組みなどとともに、平常時からの情報提供の充実を強化し、防犯・防災対策を進めていきます。

基本目標 5 震災からの復興

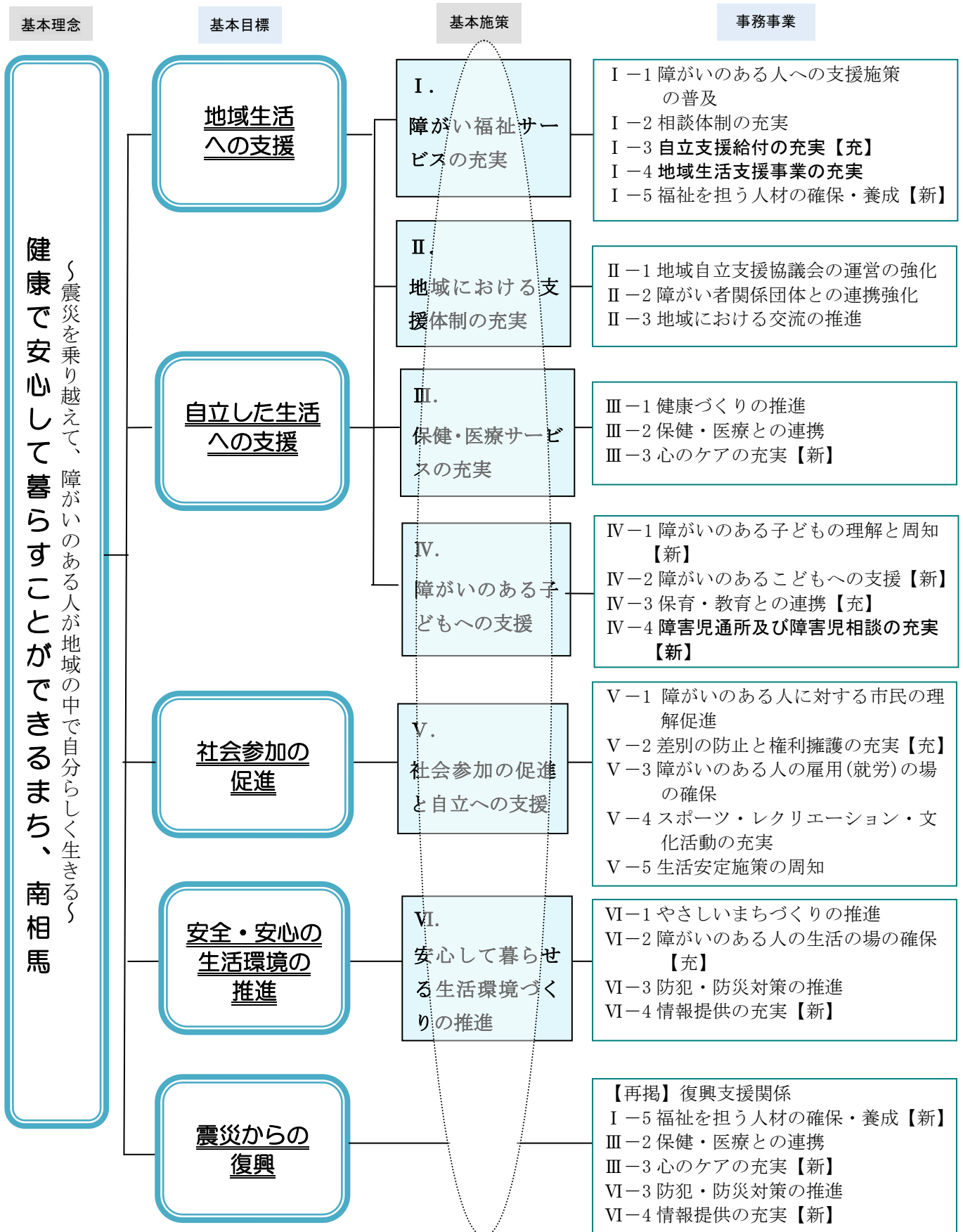
この震災を乗り越え、障がいのある人にとってこれまで以上に生活しやすい環境となるよう、本市の復興に向けて取り組みます。

第1章において、障がいのある人が直面している課題を整理しましたが、それらの課題を的確に解決し、障がい福祉事業を総合的に充実をしていくことが必要であることから、次の5つを基本施策として定め、この基本施策の下、着実に各種事業を進めていきます。

◆◆基本施策◆◆

- I. 障がい福祉サービスの充実
- II. 地域における支援体制の充実
- III. 保健・医療サービスの充実
- IV. 障がいのある子どもへの支援
- V. 社会参加の促進と自立への支援
- VI. 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

IV. 計画の体系



明朝体：障がい者計画関係

ゴシック体：障がい福祉計画関係

第3章 計画の基本施策

基本施策については、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」として、平成27年度から平成29年度までの3ヶ年を計画期間として作成しております。

I. 障がい福祉サービスの充実

障がい福祉サービス等の必要量を見込むとともに、提供体制の確保のための方策を定め、サービス提供体制の計画的な整備を図ります。

I-1 障がいのある人への支援施策の普及

【施策の方向】

障がいのある人に対し、広報紙やホームページ等の媒体を活用して、支援施策を周知することにより、情報のバリアフリーを推進します。

(1) 広報活動の充実

「広報みなみそうま」やホームページ等による広報活動を積極的に実施し、障がいのある人への支援施策を分かりやすく伝えます。

また、視力に障がいをお持ちの方については、広報を声で録音して配布するなど、周知の方法の充実を図ります。

(2) 各種福祉援助制度の周知

障がいのある人に対する税制上の優遇措置や、各種割引制度についての手引きを作成し、市の福祉事務所で配布して制度の周知を図ります。

○ I-1 の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
声の広報発行业	視覚障がい者に行政や生活の情報を提供するため、「広報みなみそうま」と「社協だより」をテープ等に録音し、配布します。	社会福祉課
みなみそうまチャンネルでの広報	みなみそうまチャンネルにより、聴覚障がい者に行政情報や生活情報を提供します。	秘書課

I-2 相談体制の充実

【施策の方向】

障がいのある人の障がい福祉サービス利用等の希望を尊重し、その家族を含めた多様なニーズにきめ細かく対応するため、障がい福祉サービス事業者や施設等と連携し、専門的な相談にも応じることのできる総合的な相談支援体制の充実を図ります。

(1) 相談支援事業の充実

指定特定相談支援事業所の相談員や相談支援専門員による相談支援事業の充実により、障がいのある人へ障がい福祉サービスの情報提供を行い、それぞれの障がいのある人が希望する障がい福祉サービスが利用できるような支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人に対し、権利擁護のために必要な援助や助言及び専門機関の紹介等を行います。

さらに、障がいのある人のいる家族への支援のため、家族からの相談にも十分に対応していきます。

(2) 窓口機能の充実

障がいのある人の抱える多様な相談に柔軟に対応できるよう、市の福祉事務所や相談支援事業所の窓口機能の充実を図り、相双保健福祉事務所との連携も深めていきます。

また、相談支援事業所連絡会を活用し、障がいのある人からの相談に関する情報交換を行い、障がいのある人に必要な情報が提供できるよう、相談支援の窓口としての機能の充実を図ります。

○ I-2 の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
相談支援事業	市から委託された指定特定支援事業所が、障がいのある人や障がいのある子どもに関する各種相談に応じる。	社会福祉課

I-3 自立支援給付の充実

【施策の方向】

障害者総合支援法における自立支援給付について、利用者が希望するサービスが適切に提供できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

(1) 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障がい福祉サービス体系は、次のとおり「①自立支援給付」と「②地域生活支援事業」に分類されます。

「自立支援給付」は、国で事業内容が決められています（実施主体は南相馬市）。そのうち介護給付と訓練等給付は、サービスを「訪問系」、「日中活動系」、「居住系」に区別されています。各サービスの利用者負担は、原則としてサービス費用の1割（定率負担）ですが、収入に応じた月額上限額があり、収入が少ない利用者への軽減措置があります。

「地域生活支援事業」は、南相馬市が地域の実情を勘案して事業の内容を決定します。この事業を利用する場合の利用者負担額は、条例により利用者負担(手数料)が定められています。なお、平成25年度からは、難病等の指定(平成27年1月からは151疾病に拡大。)を受けた人も障がい者の範囲に加わり、障がい者の範囲が拡大されたため、それぞれの障がいの状況に応じた障がい福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の対応を行います。

①自立支援給付

	訪問系	日中活動系	居住系
介護給付	<ul style="list-style-type: none"> ○居宅介護 ○重度訪問介護 ○行動援護 ○同行援護 ○重度障害者等包括支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活介護 ○療養介護 ○短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設入所支援
訓練等給付	/	<ul style="list-style-type: none"> ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練） ○就労移行支援 ○就労継続支援A型 ○就労継続支援B型 	<ul style="list-style-type: none"> ○共同生活援助（グループホーム） *共同生活介護（ケアホーム）と一元化
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ○計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援 		
障害児支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援 ○放課後等ディサービス ○保育所等訪問支援 ○医療型児童発達支援 ○障害児相談支援 ○障害児入所支援 		
補装具費			
自立支援医療	<ul style="list-style-type: none"> ○育成医療 ○更生医療 ○精神通院 		

②地域生活支援事業

○相談支援事業	○コミュニケーション支援事業
○日常生活用具給付等事業	○移動支援事業
○地域活動支援センター(運営費・機能強化)	○障がい者訪問入浴サービス事業
○日中一時支援事業	○生活サポート事業
○スポーツ・レクリエーション教室開催等 ・おひさまといっしょに ・障がい者スポーツ交流事業	○声の広報発行事業
○手話奉仕員等養成事業	○自動車運転免許取得・改造助成事業

(2) 障がい福祉サービスの平成 29 年度目標数値の設定

障がい福祉サービスの必要量を見込むにあたって、地域移行や地域定着及び就労支援という課題に対し、障がい福祉サービスの利用状況を基に、障がい福祉サービス事業所の整備状況による障がい福祉サービスの提供状況も考慮しながら、平成 29 年度までの目標値を設定しました。

また、地域活動支援センターから生活介護や就労継続支援事業等への移行者数を見込み、障がいのある人のニーズや近年の利用者の状況を基に目標値を設定しました。

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

●第 3 期計画の実績

項目	数 値	考 え 方
実績値	84 人	平成 26 年 3 月 31 日の福祉施設入所者
目標値	66 人 (9.6%)	平成 23 年 4 月 1 日の現入所者数を 73 人とし、平成 26 年度末までの入所者数を 7 人減(9.6%)を目標としていた。

●第 4 期計画の目標値

現入所者数 (A)	84 人	平成 26 年 3 月 31 日の数とする。
目標年度入所者数 (B)	80 人	平成 29 年度末時点での利用人員を見込む。
【目標値】 削減見込 (A - B)	4 人 (4.8%)	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行数	11 人	施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行する者の数(84 人の 13%)

◇目標値について

現在、福祉施設に入所している障がいのある人が、一般就労者や地域生活移行者となる、目標人数を 10 人とししました。目標値の達成に向けて、必要な環境整備等を積極的に推進します。

＝国が基本方針で示す数値目標設定に関する事項＝

平成 29 年度末までに、平成 25 年度末現在の福祉施設入所者の 12%以上が地域生活に移行することを目指す。これにあわせて、平成 29 年度末時点の福祉施設入所者数を 4%以上削減することを基本とする。

②入院中の精神障がい者の地域生活への移行

●第2・3期計画の実績

項目	数値	考え方
実績値	1人	平成25年度末までに退院して地域生活へ移行した者
目標値	3人	平成25年度末までに退院して地域生活へ移行する者

●第4期計画の目標値

目標値	入院後3ヶ月時点	21人	入院者数33人(現入院者数54人-長期在院者数21人)の64%の退院を見込む
	入院後1年時点	30人	入院者数33人(現入院者数54人-長期在院者数21人)の91%の退院を見込む
	長期在院者数	21人	平成24年度推計値121人の18%

◇目標値について

国においては、平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者（以下「退院可能精神障がい者」）の退院を目標としていたため、第2期及び第3期の障がい福祉計画の地域生活への移行者の人数を算出していました。

第2期及び第3期計画においては、福島県が平成20年度に行った精神障がい者の地域生活移行ニーズ調査の数値を目標値としましたが、第4期計画では、国の方針を基に福島県から通知された推計値より算出しました。

＝国が基本方針で示す数値目標設定に関する事項＝

都道府県は、平成29年度末までに、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率及び長期在院者数の減少に関する目標を設定する。

なお、入院後3ヶ月時点の退院率、入院後1年時点の退院率について、既に実績を上げている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に向上させることを目標とする。

【目標】

- ・平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上
- ・平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上
- ・平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末現在から18%以上減少

③地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が地域で暮らすための安心を担保し、親元からの自立を希望する人に対する支援等を進めるために、「地域生活への移行」「親元からの自立等に係る相談」、「一人暮らしやグループホームへの入居等の体験機会の提供」など、地域と連携する体制づくりを行う必要が求められているため、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの体制づくりをさらに強化するため、地域生活支援拠点等の整備を進めていきます。

整備にあたっては、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、老人福祉施設や医療機関等と連携し、「地域生活支援コーディネーター」を配置するとともに、家族からの相談にも対応できる効果的な支援を行える整備の推進に向けて、相双保健福祉事務所や近隣市町村と協議して取り組みます。

○ I - 3 の関連事業名

項目	目標値
地域生活支援拠点等整備数	南相馬市又は相双圏域での地域生活支援の整備（地域における支援機関が有機的な連携の下に支援を行う体制）を推進する ・ 地域生活支援コーディネーターの育成 ・ 緊急一時宿泊支援の提供居室数の確保

＝国が基本方針で示す数値目標設定に関する事項＝

市町村又は各都道府県が定める障がい福祉圏域において、平成 29 年度末までに、障がいの地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することを基本とする。
また、拠点を設けず、地域において機能を分担する「面的整備型」の整備も可能。

④福祉施設利用者の一般就労への移行

「福祉施設から一般就労への移行を図る」という考え方にに基づき、就労移行の支援が円滑に行われるよう、支援体制の充実を図り、今後、福祉施設から一般就労へスムーズに移行できるように、ハローワーク相双等の関係機関との連携を図るとともに、就労先の確保にも努めます。

● 3 期計画の実績

項目	数値	考え方
実績値	5 人	平成 24 年度末までに福祉施設を退所し、一般就労した者の数。
目標値	12 人	

● 第 4 期計画の目標値

基準就労数	5 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 就労数	10 人	平成 29 年度において施設を退所し、一般就労する者の数(基準就労数の 2 倍)

⑤就労移行支援事業の利用

障がいのある人が、身近な地域での一般就労へ結び付ける就労移行支援事業の利用ができるように、障がい福祉サービス事業者等による就労移行支援事業所の開設を促進します。

また、市外・県外の避難者が、避難先においても就労移行支援が利用できるよう、避難先自治体や障がい福祉サービス事業者と連携を図ります。

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用者数	1人	平成25年度末
【目標値】就労移行支援事業利用者数	6人	平成29年度中

＝国が基本方針で示す数値目標設定に関する事項＝

平成29年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を、平成24年度実績の2倍以上とする。これにあわせて、就労支援事業の利用者数及び就労移行支援事業ごとの就労移行率の就労移行率に関する目標を設定する。

【目標】

平成29年度末における利用者数を平成25年度末から6割以上増加
全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成

(3) 自立支援給付事業の推進

障害者総合支援法における自立支援給付について、利用者が希望するサービスが適切に提供できるよう、サービス提供体制の充実を図ります。

1ヶ月間の障がい福祉サービス（自立支援給付のサービス）必要量の見込(目標値)は次のとおりです。

① 訪問系サービス

i. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

【サービス見込量】(月間量)

区分	年度		実績値	見込値	目標値		
	24	25			26	27	28
居宅介護	1,243 時間分	955 時間分	964 時間分	973 時間分	983 時間分	993 時間分	
重度訪問介護							
同行援護	(目標値)	(目標値)	(目標値)				
行動援護	356 時間分	356 時間分	356 時間分				
重度障害者等包括支援	(達成率) 349%	(達成率) 268%	(達成率) 271%				

◇必要量の見込み

平成24年度・平成25年度の実績値及び平成26年11月現在の訪問系サービスの利用者数を基に、サービスの利用の増加の見込時間数、精神障がい者の地域移行に伴う見込時間数などから、各年度の目標値時間数を見込みました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人が、地域の中で安心した生活を送るために必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、事業者に対し、積極的に各種事業の実施を働きかけていきます。

また、精神障がい者の地域移行に伴い、サービス提供体制の整備に努めます。

なお、障がいの種別に関わらず、すべてのサービス利用を希望する障がいのある人に対し、事業所においてスムーズなサービス提供が行われるよう、震災後、特に不足となっている介護職の人材確保や、支援者の技術の向上を図るため、各種研修会の情報提供や参加への促進を図ります。

② 日中活動系サービス

i. 生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）

【サービス見込量（月間量）】

区分	年度	実績値		見込値	目標値		
		24	25	26	27	28	29
生活介護		2,033 人日分 (114人)	2,263 人日分 (120人)	2,384 人日分 (120人)	2,860 人日分 (130人)	2,860 人日分 (130人)	2,860 人日分 (130人)
	目標値	1,230 人日分 (82人)	1,230 人日分 (82人)	1,230 人日分 (82人)			
	達成率	165%	184%	194%			
自立訓練 (機能訓練)		186 人日分 (6人)	22 人日分 (1人)	0 人日分 (0人)	22 人日分 (1人)	22 人日分 (1人)	22 人日分 (1人)
	目標値	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)			
	達成率	282%	33%	0%			
自立訓練 (生活訓練)		7 人日分 (1人)	53 人日分 (2人)	53 人日分 (2人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)	66 人日分 (3人)
	目標値	285 人日分 (19人)	285 人日分 (19人)	285 人日分 (19人)			
	達成率	2%	19%	19%			
就労移行支援		18 人日分 (1人)	18 人日分 (1人)	31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)	31 人日分 (2人)
	目標値	198 人日分 (9人)	198 人日分 (9人)	198 人日分 (9人)			
	達成率	9%	9%	16%			
就労継続支援 (A型)		0 人日分 (0人)	68 人日分 (4人)	146 人日分 (7人)	154 人日分 (7人)	176 人日分 (8人)	198 人日分 (9人)
	目標値	60 人日分 (3人)	60 人日分 (3人)	60 人日分 (3人)			
	達成率	0%	113%	243%			
就労継続支援 (B型)		2,808 人日分 (152人)	2,804 人日分 (153人)	3,056 人日分 (151人)	3,322 人日分 (151人)	3,322 人日分 (151人)	3,322 人日分 (151人)
	目標値	2,220 人日分 (111人)	2,220 人日分 (111人)	2,220 人日分 (111人)			
	達成率	126%	126%	138%			

◇必要量の見込み

〈生活介護〉 障がい支援区分が3以上の人（50歳以上の場合区分2以上）に該当する人の見込み数を基礎として、①デイサービスからの移行者数②養護学校卒業予定者数③地域活動支援センター利用者数④新たに生活介護サービスの利用対象者から算出しました。

〈自立訓練（機能訓練）〉 現在の身体障がい者の施設の利用者数を基礎として、福祉施設の現時点の動向等を勘案して算出しました。

〈自立訓練（生活訓練）〉 新たに利用が見込まれる人数を含め、福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

〈就労移行支援〉 現在の福祉施設利用者のサービス利用期間と、福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

〈就労継続支援A型〉現在のサービス利用者数を基本とし、精神障がい者のうち地域移行により利用が見込まれる人数を算出し、福祉施設の動向等を勘案して算出しました。

〈就労継続支援B型〉現在のサービス利用者数を基本とし、新たにサービスの利用が見込まれる人数を含め、福祉施設の現時点での動向等を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

福祉施設入所者の中には、生活介護サービス以外にも自立訓練や就労移行支援を経て地域移行を目指す障がいのある人もいるため、サービス提供事業者に対し、支援体系が利用者のニーズに合ったもので、かつ充実が図られるように協力を求めています。なお、福祉施設に対して情報提供を行っていくとともに、障がいのある人の地域移行・地域定着を進めるうえでも、サービス提供事業者間の連携を強化し、障がいのある人が障がい福祉サービスを自由に選択できるような体制づくりを推進していきます。

ii. 療養介護

【サービス見込量（月間量）】

区分	年度		実績値	見込値	目標値		
	24	25			26	27	28
療養介護	8人	9人分	9人分	11人分	11人分	11人分	
目標値	3人分	3人分	3人分				
達成率	267%	300%	300%				

◇必要量の見込み

重症心身障がい児施設からの移行者2人を平成27年度から見込んでいます。

◇必要量確保のための方策

相双管内には療養介護を提供できる障がい福祉サービス事業所が無いことから、利用希望者に対しては、医療機関や市外及び県外の障がい福祉サービス事業所と調整し、協力体制を図りながらサービスの提供を支援します。

iii. 短期入所

【サービス見込量（月間量）】

区分 \ 年度	実績値		見込値	目標値		
	24	25	26	27	28	29
短期入所	44 人日分 (5 人)	35 人日分 (3 人)	74 人日分 (12 人)	84 人日分 (12 人)	114 人日分 (13 人)	144 人日分 (14 人)
目標値	114 人日分 (13 人)	114 人日分 (13 人)	114 人日分 (13 人)			
達成率	39%	31%	65%			

◇必要量の見込み

現在の短期入所の利用者数を基礎として、利用者数の伸びや新たに利用が見込まれる精神障がい者の地域移行・地域定着による利用者数等を見込みました。

◇必要量確保のための方策

精神障がい者の地域移行を促進するため、精神障がい者の短期入所の受け入れができるよう、病院等の協力を得て、短期入所施設の確保に努めます。

③ 居住系サービス

i. 共同生活援助（グループホーム）・施設入所支援

【サービス見込量】

区分 \ 年度	実績値		見込値	目標値		
	24	25	26	27	28	29
共同生活援助 (グループホーム)	22 人分	22 人分	58 人分	58 人分	68 人分	79 人分
目標値	43 人分	43 人分	43 人分			
達成率	52%	52%	135%			
施設入所支援	77 人分	66 人分	84 人分	84 人分	83 人分	81 人分
目標値	66 人分	66 人分	66 人分			
達成率	117%	100%	127%			

◇必要量の見込み

〈共同生活援助〉

現在のサービスの利用者数を基礎として、サービスの利用者数の伸びや、精神障がい者の地域移行・地域定着を含め、福祉施設からグループホームへの移行者数等を勘案して算出しました。

〈施設入所支援〉

現在の施設入所者数を基礎として、将来の地域移行・地域定着や新たに見込まれる利用者数を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人の施設入所から地域生活を行う為の地域移行を促進するため、障がい福祉サービスの実施事業所によるグループホームの施設整備を促進するとともに、市民に対しては、障がいのある人が地域で共に生活するために、障がいの種類や特性、障がい福祉施設の内容等の広報活動を、市のホームページや広報みなみそうまを活用して、積極的に周知します。

④ その他のサービス

i. 相談支援（サービス利用計画作成）

【サービス見込量】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		24	25	26	27	28	29
相談支援		31人分 (368人)*1	124人分 (379人)*1	192人分 (380人)*1	390人分	400人分	410人分
目標値		500人分	500人分	500人分			
達成率		6%	24%	38%			
地域移行支援		1人	0人	0人分	1人	1人	2人
目標値		設定なし	設定なし	設定なし			
地域定着支援		1人分	1人分	1人分	1人	2人	4人
目標値		設定なし	設定なし	設定なし			

*1：上段は計画相談が作成済の人数。()内は、計画相談の作成を必要とする人数。

◇必要量の見込み

障がい福祉サービスの利用が見込まれる者で、計画相談を必要とする人や、福祉施設や精神障がい者の地域移行・地域定着の移行数から見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいサービスの利用を希望する障がいのある人が、本人に適したサービスが選択でき、また生活状況も含めて適切にアドバイスが受けられるよう、相談支援事業の充実のため、相談員や相談支援専門員の確保及び育成を図るとともに、相談支援事業の充実に取り組みます。

また、障がい福祉サービスでは支援として対応が不十分なケースについては、医療機関のデイケアや訪問看護などのサービスの選択も視野に入れた体制を整えていきます。

I-4 地域生活支援事業の充実

【施策の方向】

本市で行う地域生活支援事業により、障がいのある人が地域で生活するための支援に努めます。

(1) 相談支援事業

【相談支援事業所数】

区分	年度	実績値		推計値	目標値		
		24	25	26	27	28	29
ア. 相談支援事業		5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所
目標値		2 か所	2 か所	2 か所			
達成率		100%	100%	100%			
イ. 地域自立支援協議会		設置	設置	設置	設置	設置	設置
目標値		設置	設置	設置			
達成率		100%	100%	100%			

◇必要量の見込み

5ヶ所の指定特定相談支援事業所があり、合計6人の相談員・相談支援専門員がいますが、基本相談と計画相談を担っており、相談支援専門員の業務量が増大しています。

平成27年度に計画相談を必要とする人を390人見込んでおり、相談員・相談支援専門員1人当たりの標準対応件数をケアマネジャー1人当たり標準担当件数を参考に50人とすると、約8人の相談員又は相談支援専門員が必要となることから、相談支援事業所を1つ増やすなどして相談支援体制を実施する必要があると見込みました。

また、地域自立支援協議会は平成20年度に設置し、平成24年度からは飯館村との共同設置とし「南相馬市・飯館村地域自立支援協議会」として、障がいのある人や障がいのある子どもに関する地域課題や困難な事例ケースについて検討・検証等を行っております。

今後も、地域の障がいのある人や障がいのある子どもに関する問題等を検証し、さらに、障がい者計画・障がい福祉計画で目標値とする各障がい福祉サービスの達成状況に関して、検証・検討するためにも、継続して設置することが必要です。

◇必要量確保のための方策

相談員・相談支援専門員の業務が煩雑になっていることから、定期的な相談支援事業所連絡会の開催により、事業所が担う基本相談等の均等化を図るとともに、事例研究などにより相談員・相談支援専門員の技術の向上に努め、相談支援の充実・強化を図ります。

また、障がいのある子どもに関する相談支援のため、現在2ヶ所の指定障害児相談支援事業所が対応しておりますが、障がいのある人の相談支援も同じ事業所で対応しており、事務量が煩雑となっていることから相談支援事業所が新たに開設されるよう、相談員や相談支援専門員の人材育成と

確保について、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議し、方策を検討していきます。

さらには、相談支援事業所のセンター化や基幹相談支援センターの設置等についても、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会等で協議をしていきます。

(2) コミュニケーション支援事業

【サービス見込量（利用者数：延べ）】

区分	年度	実績値		見込値	目標値		
		24	25	26	27	28	29
コミュニケーション支援事業		22人	19人	21人	24人	24人	24人
目標値		22人	22人	22人			
達成率		100%	86%	95%			

◇必要量の見込み

現在の手話奉仕員等派遣件数の実績を基に、支援が必要と見込まれる数を算出しました。

◇必要量確保のための方策

手話奉仕員だけでなく、要約筆記者についても養成を行い、派遣が可能になり次第、市のホームページや広報みなみそうま等により広く周知します。

また、手話奉仕員については、障がいのある人の医療機関の受診や行政手続きの同行には、専門用語を使用した手話通訳が求められており、手話通訳士の設置も必要とされていることから、手話奉仕員の技術の向上と手話通訳士の養成に向け、手話奉仕員等養成講座を実施し、支援者の育成と確保に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

【サービス見込量（給付件数）】

区分 \ 年度	実績値		見込値	目標値		
	24	25	26	27	28	29
介護・訓練支援用具	7件	3件	2件	2件	3件	3件
計画値	10件	10件	10件			
達成率	70%	30%	20%			
自立生活支援用具	9件	9件	6件	6件	7件	7件
計画値	15件	15件	15件			
達成率	60%	60%	40%			
在宅療養等支援用具	7件	15件	9件	9件	10件	10件
計画値	15件	15件	15件			
達成率	46%	46%	23%			
情報・意思疎通支援用具	19件	22件	3件	5件	4件	4件
計画値	13件	13件	13件			
達成率	146%	169%	23%			
排泄管理支援用具	1,369件	1,351件	1,331件	1,343件	1,355件	1,367件
計画値	1,155件	1,155件	1,155件			
達成率	119%	117%	115%			
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	2件	2件	2件	3件	3件	3件
計画値	8件	8件	8件			
達成率	25%	25%	25%			

◇必要量の見込み

これまでの給付実績を基礎として、障がいのある人の地域生活移行者の割合や障がい者施設での利用者数を勘案し、見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

障がいのある人が必要とする用具が的確に支給できるよう、制度について市のホームページや広報みなみそうまを活用して周知に努めます

特に、ぼう胱・直腸機能に障がいのある人が必要とするストマ用装具は、利用者にとって日常生活上欠かすことのできない衛生器具であることから、速やかな支給に努めます。

(4) 移動支援事業

【サービス見込量（利用者数）】

区分 \ 年度	実績値		見込値	目標値		
	24	25	26	27	28	29
移動支援事業	10 人 233 時間	9 人 193.5 時間	8 人 204 時間	8 人 204 時間	8 人 204 時間	8 人 204 時間
計画値	35 人 140 時間	35 人 140 時間	35 人 140 時間			
達成率	166%	138%	146%			

◇必要量の見込み

今年度のサービス利用が見込まれる者 8 名を基礎として見込量を算出しました。

◇必要量確保のための方策

視覚障がい者等がサービスを希望通り利用できるよう、支援者の人材確保と育成について、各福祉サービス事業所へ働きかけを行うなどして支援します。

(5) 地域活動支援センター機能強化事業

【サービス見込量（事業所数、月利用者数）】

区分	年度	実績値		見込値	目標値		
		24	25	26	27	28	29
地域活動支援センター機能強化事業		Ⅲ型 2 か所 (26 人)	Ⅲ型 2 か所 (16 人)	Ⅲ型 2 か所 (16 人)	Ⅲ型 1 か所 (12 人)	Ⅲ型 1 か所 (12 人)	Ⅲ型 1 か所 (12 人)
計画値	I 型 1 か所 Ⅲ型 4 か所 (86 人)	I 型 1 か所 Ⅲ型 4 か所 (86 人)	I 型 1 か所 Ⅲ型 4 か所 (86 人)				
達成率	達成：一部障がい福祉サービス事業へ移行	達成：一部障がい福祉サービス事業へ移行	達成：一部障がい福祉サービス事業へ移行				

◇必要量の見込み

本市では、平成 18 年 10 月から、国の基準を満たす小規模作業所を地域活動支援センターとして指定し、機能強化事業補助金を交付して事業の向上を図っています。

就労継続支援事業所等、自立支援給付事業所への転換までに時間を要する事業所について、障がいのある人の日中の活動の場を確保するための支援を行います。

○指定施設…Ⅲ型…えんどう豆

◇必要量確保のための方策

自立支援給付事業所への移行を視野に入れながら、今後も地域活動支援センターの事業充実のために、機能強化に対する補助金を交付する支援を行います。

また、地域活動生活支援センターの維持のため、運営に要す補助金を交付し、障がいのある人の日中の活動の場を確保する支援を行います。

(6) その他の事業

① 訪問入浴サービス事業

【サービス見込量（年間利用者数）】

区分	年度	実績値		見込値	目標値		
		24	25	26	27	28	29
訪問入浴サービス支援事業		4 人	3 人	3 人	3 人	4 人	5 人
計画値	8 人	8 人	8 人				
達成率	50%	38%	38%				

◇必要量の見込み

これまでの利用実績を基礎として、新たな利用者数を見込みました。

◇必要量確保のための方策

事業に関する広報活動を行い、在宅の重度障がい者の日常生活を継続的に支援します。

市外に避難している利用者についても、市内利用と同様のサービスの提供が受けられるよう、サービス提供事業所等と連携を図ります。

② 日中一時支援事業

【サービス見込量（利用者数）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	24	25	26	27	28	29
日中一時支援事業	20人	32人	27人	30人	30人	30人
計画値	30人	30人	30人			
達成率	67%	107%	90%			

◇必要量の見込み

現在の日中一時支援事業の利用者数を基礎として、利用者を算出しました。

◇必要量確保のための方策

本事業の目的は、障がいのある人や障がいのある子どもの介護者の、日中の介護負担の軽減でもあることから、利用者の希望に添えるよう事業所との調整に努めます。

また、市外に避難している利用者についても、避難先でも同様のサービスが受けられるよう、サービス提供事業所と今後とも連携を図ります。

③ 生活サポート事業

【サービス見込量（年間利用者数）】

区分 \ 年度	実績値		推計値	目標値		
	24	25	26	27	28	29
生活サポート事業	0人	0人	0人	1人	1人	1人
計画値	2人	2人	2人			
達成率	0%	0%	0%			

◇必要量の見込み

対象者は障がい福祉サービス受給者以外の者であることから、現時点での利用者はいないため、緊急時等に対応するための見込数を算出しました。

◇必要量確保のための方策

本事業の周知に努め、在宅の障がいのある人に対して、日常生活において必要とされる家事援助を提供します。

④ 社会参加促進事業

【サービス見込量（年間数）】

区分 \ 年度	単位	実績値		推計値	目標値		
		24	25	26	27	28	29
(1) スポーツ・レクリエーション教室開催事業	事業 件数	2 件	3 件	3 件	3 件	3 件	3 件
計画値		2 件	2 件	2 件			
達成率		100%	150%	150%			
(2) 点字・声の広報等発行事業	利用 者数	8 人	12 人	12 人	12 人	13 人	14 人
計画値		40 人	40 人	40 人			
達成率		20%	30%	30%			
(3) 奉仕員養成研修事業	開催 回数	0 回	8 回	31 回	56 回	56 回	56 回
計画値		30 回	30 回	30 回			
達成率		0%	27%	103%			
(4) 自動車運転免許取得・改造費助成事業	助成 件数	2 人	4 人	1 人	3 人	3 人	3 人
計画値		3 人	3 人	3 人			
達成率		67%	133%	33%			

◇必要量の見込み

これまでの事業の実績を基礎として、目標値を算出しました。

◇必要量確保のための方策

いずれの事業も地域で生活する障がいのある人が社会参加をするために必要不可欠な事業であることから、利用者の希望に沿って実施することができるよう、委託して実施する事業については、委託先との連携により事業の充実を図ります。

○ I - 4 の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
日中一時支援事業	障がい児者の日中における活動を確保し、障がい児者の家族の就労支援及び障がい児者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るため、就学している障がい児の放課後又は在宅障がい者の日中の支援を図ります。	社会福祉課
手話奉仕員等養成事業	視覚障がい者、聴覚障がい者の意思の疎通を図るための点訳・朗読・手話の奉仕員養成講習会等を開催します。	社会福祉課
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者が公的機関等に赴く場合など、円滑な意思疎通を図るために、手話通訳士等を派遣します。	社会福祉課
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の者で、日常生活に関する支援を必要とする障がい者等に対して、ホームヘルパーを派遣し、生活支援・家事援助等の支援を行います。	社会福祉課
重度身体障がい者訪問入浴サービス事業	身体障がい者の居宅を訪問して入浴のサービスを行い、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。	社会福祉課
日常生活用具給付事業【充実】	在宅の重度障がい者等に対して、日常生活上の便宜を図るための用具を給付又は貸与します。	社会福祉課
相談支援事業【充実】	障がい者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立した日常生活、社会生活が送れるよう支援します。	社会福祉課
人工透析患者通院交通費助成事業	腎臓機能障がい者が人工透析のため医療機関へ通院するために要する経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課
在宅重度障がい者対策事業	在宅重度障がい者に対し、治療材料、衛生機材を給付し、福祉の増進を図ります。	社会福祉課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者の医療費の自己負担額を助成し、福祉の増進を図ります。	社会福祉課
重度身体障がい者タクシー運賃助成事業	重度身体障がい者にタクシーの初乗り運賃を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課

I-5 福祉を担う人材の確保・養成

【施策の方向】

障がいのある人が安心して日常生活を過ごすよう、必要な障がい福祉サービスが安定して提供できる人材の確保と養成に努めます。

(1) 介護職(障がい福祉サービス部門)へ従事する人材の確保

①介護職(障がい福祉サービス部門)への就労促進

ハローワーク等との連携の下に実施する「福祉のお仕事相談会」等を活用し、参加者に介護職(障がい福祉サービス部門)の理解を求めるとともに、障がい福祉事業所のパンフレットの配布などにより、障がい福祉事業所の仕事の理解を深め、障がい福祉サービス部門への就労を促進します。

また、障がいのある人の福祉サービスの利用の利便性を高める同行援護・行動援護や移動支援等の支援者を養成する講習会等について、市のホームページや広報みなみそうま等を通じて周知します。

②手話奉仕員等養成事業等の開催による支援者の育成と確保

手話奉仕員等養成講座や朗読奉仕員養成講座を開催し、視覚や聴覚に障がいのある人が必要とする奉仕員等としての支援ができる人材を育成します。

また、市のホームページや広報みなみそうま、声の広報事業等を活用して、手話奉仕員等派遣事業について周知し、活用を図ります。

○ I-5の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
手話奉仕員等養成事業	視覚障がい者や聴覚障がい者の意思疎通を図るため、手話・朗読の奉仕員等養成講習会等を開催します。	社会福祉課

II. 地域における支援体制の充実

障がいのある人が、地域で安心して暮らすためには、地域での支えが必要です。障がいのある人が気軽に参加できる地域との交流の場の提供や、より充実したサービスを提供するために障がい者関係団体との連携を強化します。

II-1 地域自立支援協議会の運営の強化

【施策の方向】

地域における保健・医療・福祉・教育・就労など、多分野・多職種とのネットワークシステムの構築により、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりや相談支援事業等を適切かつ円滑に実施していくため、地域自立支援協議会の運営強化を図ります。

(1) 地域自立支援協議会の運営強化

地域自立支援協議会においては、地域におけるネットワークシステムを活用し、障がいのある人に関する問題や課題を提起し、解決策を協議・検証します。

また、障がい福祉サービスの充実や相談支援事業等の適切かつ円滑な実施に結びつけるため、地域自立支援協議会の運営を強化し、地域の福祉力の向上を図ります。

○II-1の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会	障がいのある人が地域で生活するうえで発生する問題や課題を検証し、解決のための方策等の協議を行う。	社会福祉課

Ⅱ－２ 障がい者関係団体との連携強化

【施策の方向】

障がい者施策の充実を図るため、障がい者関係団体と行政との意見や情報交換を密にして、連携の強化を図ります。

(１) 障がい者関係団体との連携強化

身体・知的・精神障がい者団体等と行政との意見や情報交換の場を増やすとともに、より連携を密にしながら、よりよい障がい者施策の推進を図ります。

また、障がい者関係団体等に地域自立支援協議会の委員としての協力を求め、課題の検証や解決等のための体制の強化を図ります。

(50音順)

団体名	関係する主な障がいの種別
あさがお家族の会	知的・精神に障がいがある人の親の会
いち・に・さんの会	精神障がいがある人の親の会
障がい児者ひまわりの会	知的障がい、発達障がい
浜北聴障会	聴覚障がい
福島県視覚障がい者協会 南相馬市会	視覚障がい
福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会)	自閉症児者の親の会
南相馬市身体障害者福社会	身体障がい
南相馬市原町手をつなぐ親の会	身体や知的に障がいのある人の親の会
南相馬市福祉事業所連絡協議会	障がい福祉サービス事業所で構成された会

Ⅱ－３ 地域における交流の推進

【施策の方向】

障がいのある人とない人の地域での交流は、障がいのない人も障がいのある人の抱える悩みや問題を共有することで、互いの相互理解につながることから、多くの市民の交流事業への参加を促すとともに、交流の機会を提供するボランティアの活動等を支援します。

（１）ボランティア活動等への支援

①ボランティア・NPO法人等と支援

障がいのある人が、地域において多くの方々と交流とするため、交流事業の実施に際しては、ボランティア・NPO団体間や関係機関の連携を調整するなど、ボランティア等の活動を支援します。

②ボランティア活動団体への情報提供

社会福祉協議会や相談支援事業所、障がい福祉サービス事業者等の関係団体との連携の下、障がいのある人の地域生活におけるニーズを把握し、ボランティア団体等がそのニーズにあった活動ができるよう情報の提供を行います。

（２）民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員、家庭児童相談員や相談支援事業所等の関係機関が連携を図り、相談活動の向上に努めます。

（３）市民の意識啓発

市民が、障がいのある人と地域において共に生活し支えあう意識を育み、多様な分野において障がいのある人の応援者となるよう、意識啓発等に努めます。

Ⅲ. 保健・医療サービスの充実

障がいのある人が安心して健やかな社会生活が送れるよう、保健や医療サービスの確保に努めます。

また、震災等の影響により震災以前よりさらに不足している医療サービスについて、充実されるよう努めます。

Ⅲ－１ 健康づくりの推進

【施策の方向】

障がいの発生要因となる生活習慣病予防と、疾病の重症化防止対策の充実に、積極的に取り組みます。

(1) 疾病の予防

健康的な生活習慣を身につけ、疾病が予防できる健康づくりを支援するため、ライフステージに応じた健康診査、健康教育、健康相談等の充実を図ります。

(2) 重症化の防止

疾病にかかっても早期発見、早期治療により重症化を防止するため、関係機関等と連携し、障がいのある人でも健康診断を受けやすい体制づくりに努めます。

(3) 受診継続の支援

精神疾患などは、服薬や受診の中断により症状の再燃につながるが多いため、体調管理のために関係機関で協力して受診継続の支援に努めます。

○Ⅲ－１ 関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
健(検)診事業	特定健診・各種がん検診の実施	健康づくり課

Ⅲ－２ 保健・医療機関との連携

【施策の方向】

保健・医療機関との連携を強化し、障がいのある人が健やかな生活を送れるよう支援します。

(1) 保健・医療との連携強化

乳幼児健診における診察や個別面談・各種相談会により、障がいの早期発見・早期支援に努め、家庭や保育園等の適切な関わりや支援を受けられるよう努めます。

また、障がいのある人や障がいのある子どもが必要な療育や医療を受けられるよう、保健・医療との連携を強化します。

(2) 障がいのある人や障がいのある子どもへの支援体制の構築

障がいのある人や障がいのある子どもへの支援のあり方についての情報を収集し、医療機関や保健、教育・保育、児童相談所等と連携を取りながら支援体制を構築していきます。

(3) 医師の確保・医療機関の充実

障がいの早期発見と療育機関等との連携のため、専門的な医師を配置する小児科や精神科医院等の充実に努めます。

特に、震災後、精神科を標榜する医療機関においては、避難指示区域の指定により休止しております。避難に伴い、転院を余儀なくされた方が、安心して帰還し、治療が受けることができるように医療環境の整備に努めます。

○Ⅲ－2 関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
乳幼児健診への臨床心理士の配置(障がい児への適切な指導)	発達の遅れのある乳幼児の相談・支援のため、福島県の事業を活用しながら、すべての乳幼児健診に臨床心理士を配置し、相談体制を整備します。	健康づくり課
すこやか教室	乳幼児健診等で経過観察を必要とされた子どもと保護者が遊びを通して、保護者が子どもとの関わり方を学んだり、子どもの成長発達を確認しながら参加者同士が交流し、悩みや不安を軽減できるよう臨床心理士、言語聴覚士、保健師、保育士等が関わりを持ち楽しく子育てできるよう支援します。	健康づくり課 男女共同こども課
乳幼児発達相談会	乳幼児健診等での発達面での経過観察児と保護者を対象に、心理士による発達検査、相談、指導を実施します。	健康づくり課
ことばの相談会	1歳6か月、3歳児健診でことばの経過観察児、ことばの訓練が必要な児童を対象に、言語聴覚士により相談、指導、訓練を実施します。	健康づくり課

Ⅲ－3 心のケアの充実

【施策の方向】

心のケア事業との連携を強化し、障がいのある人がひきこもりにならず、地域社会で共に安心した生活ができるよう支援します。

(1) 心のケア事業の周知

障がいのある人が日常生活のなかで、ひきこもりにならないように、民生委員・児童委員や相談支援事業所等の関係機関と連携し、障がいのある人に対して心のケア事業等の周知を行い、地域で障がいのある人を見守り支援に関する協力が得られるよう、働きかけていきます。

東日本大震災等による精神的な影響や、一人暮らしなどにより地域社会との交流がなく、ひきこもりがちな障がいのある人に対して、「こころの健康相談室」などの情報を市のホ

ホームページや広報みなみそうまに掲載して周知を図ります。

また、精神に障がいのある人については、アウトリーチ¹による家庭訪問等を実施し、支援の強化を図ります。

さらに、震災後は、アルコール依存症への対応が求められており、また、避難により仮設住宅等で生活していることによるストレスやPTSDへの対処も重要になってきていることから、障がいのある人やその家族からの相談の受入機関の周知を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

障がいのある人やその家族などが気軽に相談できるよう、相談支援事業所と連携し、相談員や相談支援事業所などの相談支援体制の周知を行います。

また、相談支援事業所とは、定期的に連絡会を開催して困難事例の報告や対応等に関するケース会議を行うなど、障がいのある人の問題・課題について検討し、相談員や相談支援専門員の相談支援技術の向上と相談支援体制の充実を図ります。

○Ⅲ－3の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
心の健康相談事業	心の悩みや不安のある方を対象に精神科医師、臨床心理士、保健師等による相談会や電話、来所、メール等による相談を実施します。	健康づくり課
精神障がい者アウトリーチ事業	ひきこもり、未受診の障がい者に対して、多職種による医療保健福祉の生活支援全般を行います。	福島県障がい福祉課
心のケアセンター事業	震災後のストレス、避難生活による不安等に対して相談支援を行います。	福島県障がい福祉課

¹ 精神障害者が、日常生活を送るうえで、生活に支障や危機的状況が生じないためのきめ細やかな訪問（アウトリーチ）や相談対応を行うこと

IV. 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもや保護者が、途切れない支援を受け成長できるようにするため、保健・教育・福祉・医療等が連携した環境整備と支援体制づくりを行います。

IV-1 障がいのある子どもの理解と周知

【施策の方向】

障がいのある子どもや発達に心配のある子どもの個性や特性が、地域生活のなかで理解されるよう、障がいの特性について周知を図ります。

(1) 障がいのある子どもの障がいの理解と周知

障がいのある子どもの特性は、地域社会において理解されることがなかなか難しいため、市民に対してパンフレット等を配布し、理解されるよう周知します。

IV-2 障がいのある子どもへの支援

【施策の方向】

障がいのある子どもや発達に心配のある子どもや保護者が、地域社会で安心して生活でき、必要とする支援が受けられるようにするため、関係機関等と情報を共有し、支援の充実を図ります。

(1) 障がいのある子どもへの支援

特別な支援を必要とする障がいのある幼児・児童・生徒等や発達に心配のある子どもについて、必要とする適切な支援を受けて成長できるよう支援を行います。

具体的には、乳幼児健診や各種相談会や各種教室、幼稚園・保育園の巡回相談事業、特別支援事業の充実、保護者支援のためのペアレントプログラム¹等を実施します。

また、必要に応じて医療機関の受診や児童発達支援等の療育機関の利用を勧めます。

なお、発達に心配のある子どもを持つ保護者等に対しても、障がいのある子どもの個性や障がいの特性が理解されるよう、各種相談会等での支援を行います。

○IV-2の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
乳幼児発達相談会	乳幼児健診等での発達面で経過観察児と保護者を対象に、心理士による発達検査、相談、指導を実施します。	健康づくり課
幼稚園・保育園の巡回相談事業	市内幼稚園・保育園を巡回し、支援を要する幼児の関わり方について相談・助言を行い、健全な成長を促します。	男女共同こども課

¹ 親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

IV-3 保育・教育機関との連携

【施策の方向】

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた支援を行うため、保育・教育機関との連携を図ります。

(1) 保育機関との連携

保育園・幼稚園で、障がいのある子どもが適切な環境で育つことができるよう市で実施する巡回相談事業等を通じて、保育士等への指導・助言を行うと共に保健・教育機関や療育機関との連携を図ります。

(2) 教育機関との連携

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもが、早期に療育を受けることができるよう保健・保育・教育・医療との連携を図るとともに、療育機関利用後も関係機関とのケース会議を開催し、支援方法についての共通理解を図ることができるように努めます。

(3) 特別支援教育との連携

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進するために保健・福祉・医療との連携の下、障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じた教育の実現を目指し、個別の教育支援計画の作成や相談支援ファイル「かけはし」の活用を図り、一貫した支援に努めます。

(4) 福祉教育の推進

学校教育との連携により、福祉に関する理解と関心を深める活動や高齢者や障がいのある人との交流の推進に努めます。

○IV-3の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
保育園・幼稚園における障がい児保育	就学前の障がいのある児童が、年々増加傾向にあるため、障がいの程度に応じて受入れの拡大を図ります。	幼児教育課
乳児保育等促進対策費等補助事業	私立保育園(所)における障がい児保育や地域活動事業の実施を促進し、入所児童の処遇の向上を図ります。	幼児教育課
放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	幼児教育課

IV-4 障害児通所及び障害児相談の充実

【施策の方向】

障がいのある子どもや発達に心配のある子どもに対して、必要なサービスを提供する体制と、支援の充実を図ります。

(1) 障害児通所及び障害児相談の周知と事業の充実

当市には、障害児通所事業として、障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、生活に必要な知識や技能の習得、集団生活への適応のための訓練を行う福祉サービスの「児童発達支援」と、放課後や夏休み等に、就学している障がいのある子どもを通所させて、生活能力向上のために必要な訓練と社会との交流の促進を図る放課後等の居場所づくりとしての「放課後等デイサービス」を実施している事業所があります。

今後は、乳幼児健診時に経過観察となる子どもの数が増えていることも踏まえ、障がいの状況に応じ、必要なサービスが提供できるよう、障害児通所支援事業や保育所等訪問事業を進めます。

また、障害児相談支援については、指定特定障害児相談支援事業所において、障がいのある子どもの相談に応じ「障害児支援利用計画」の作成を行っています。しかし、指定特定相談支援事業所と同一事業所であり、障がいのある人の基本相談等と業務も兼ねており、速やかな相談支援が提供できない状況にあることから、障害児相談支援のための相談員や相談支援専門員の育成と確保に努め、相談支援体制の充実を図ります。

なお、障がいのある子どもに対する支援については、「子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図りながら、関係機関の連携のもとに、早期発見・早期療育の一層の推進に向けて取り組んでいきます。

i 児童発達支援・放課後等デイサービス事業

【サービス見込量（月間量）】

区分	年度		実績値	見込値	目標値		
	24	25			26	27	28
障害児通所支援	789 人日分 (85人)	946 人日分 (93人)	1,013 人日分 (99人)	児童発達支援と 放課後等デイサービス分けて設定			
目標値	595 人日分 (65人)	595 人日分 (65人)	595 人日分 (65人)				
達成率	137%	159%	170%				
一児童発達支援	第3期計画まで「障害児通所支援」として、一体で設定。		265 人日分 (40人)	301 人日分 (43人)	322 人日分 (46人)	343 人日分 (49人)	
一放課後等デイサービス			748 人日分 (61人)	832 人日分 (64人)	871 人日分 (67人)	910 人日分 (70人)	

◇必要量の見込み

現在の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸びや、地域生活支援事業で実施される日中一時支援事業との利用状況を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用見込は増加傾向にあるが、震災等の影響により閉鎖や休止した事業所があるが、震災後、新たに2事業所(3事業実施)の開所もあるため、一層のサービス提供の充実を図るよう努めます。

ii. 児童相談支援（サービス利用計画作成）

【サービス見込量】

区分	年度		実績値	推計値	目標値		
	24	25			26	27	28
相談支援	63人分	85人分	120人分	135人分	150人分	165人分	
目標値	設定無						

◇必要量の見込み

現在の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の利用者数を基礎として、利用者数の伸びや、地域生活支援事業で実施される日中一時支援事業との関係を勘案して算出しました。

◇必要量確保のための方策

児童の相談支援の対応ができる事業所は、現在2事業所であり、指定特定相談支援事業所との業務も兼ねていることから、利用者の伸びに応じ、相談員・相談支援専門員の人材の育成及び確保について、相談支援事業所連絡会や地域自立支援協議会で検証・協議し、NPO法人等へ同事業の拡大や開始を働きかけ、サービス提供の充実を図ります。

V. 社会参加の促進と自立への支援

障がいのある人の社会参加のため、市民の心のバリアフリーの推進や障がいを理由とする差別や偏見の解消に努めながら、働く場の確保や地域の人々との交流の機会を設けることにより、障がいのある人への理解の醸成に努めます。

また、障がいのある人の生活安定のための施策について制度の周知を図ります

V-1 障がいのある人に対する市民の理解促進

【施策の方向】

市民が障がいのある人の個性や特性の理解を深めるため、広報や各種イベントの開催等を通じて、心のバリアフリーを推進します。

(1) 障害者の日等の広報

障がいのある人の自立と社会参加や、障がいのある人の人権や職業の安定等についての理解を深めるため、毎年12月9日の「障害者の日」、「障害者週間」（12月3日から9日）、「人権週間」（12月4日～10日）及び「障害者雇用促進月間」（9月1日～30日）を、市のホームページや広報みなみそうまなどに掲載し、周知を図ります。

また、自閉症をはじめとする発達障害について知っていただくために、毎年4月2日の「世界自閉症啓発デー」や「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）についても、市のホームページや広報みなみそうまなどに掲載し、周知を図ります。

(2) 各種イベントの開催広報の推進

市のホームページや広報みなみそうまを通じて、市や南相馬市社会福祉協議会及び障がい者団体等が行う「おひさまといっしょに」や「健康福祉まつり」、「障がい者スポーツ交流会」等の交流事業を積極的に広報します。

(3) 啓発資料の作成配布

障がいのある人の権利や障がい者施策に関するパンフレット等を作成して、市民や市内の小中学校、高等学校や企業等へ配布します。

(4) 報道機関等を活用した広報

市や障がい者団体が行う事業等に関する情報を報道機関に提供するほか、「南相馬チャンネル」で放映するなど、映像メディアも活用した広報を推進します。

(5) 心のバリアフリーの推進

障がいの有無に関わらず、すべての人が尊重され、人を思いやり、ふれあう共生社会への理解を深め、共に生き、共に築くまちづくりを推進するため、心のバリアフリーの推進を図ります。

○V-1の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
おひさまといっしょに開催事業	障がい者のレクリエーションによる交流を深めるため、在宅障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)の開催を支援します。	社会福祉課
障がい者スポーツ大会開催支援	障がい者のスポーツによる交流を深めるため、在宅障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)の開催を支援します。	社会福祉課
野馬追の里健康マラソン大会ウォーク事業	身体障がい者のスポーツへの積極的参加のため、野馬追の里健康マラソン大会ウォーク事業の開催を支援します。	スポーツ振興課・ 社会福祉課
健康福祉まつり	障がい福祉事業所の事業や活動の報告と市民との交流を図るため「健康福祉まつり」開催の支援をします。	社会福祉課

V-2 差別の防止と権利擁護の充実等

【施策の方向】

家庭や地域、学校、会社等のあらゆるところで、市民が障がいのある人への偏見や差別の防止を図り、正しい理解を持つことにより、障がいのある人が希望に沿った生活ができるように権利擁護の充実を図ります。

(1) 差別の防止と権利擁護の推進

社会福祉協議会、相談支援事業所や障がい福祉サービス事業者等の関係機関・団体と連携し、障がいのある人の地域生活における権利が守られ、安心して暮らすことができるよう、差別の防止と権利擁護の充実を推進します。

(2) 成年後見制度の利用促進

障がいのある人の単身生活や、障がいのある人の親の高齢化により、日常生活における契約締結等の社会的行為や財産の保護等が難しい状況になってきているため、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、成年後見人として、一定の研修を受けた市民後見人を育成します。

(3) 虐待の防止

障がいのある人が不当な虐待を受けることなく、安心した生活が送れるように、障がいのある人に対する虐待の防止と早期発見について、市のホームページや広報みなみそうにより啓発を行います。

また、高齢者虐待防止ネットワークや相談支援事業所・障がい福祉サービス事業所等の機関と連携し、家庭や就労先等での虐待の防止と早期発見に努めます。

なお、虐待については、市に相談窓口を設け、通報に対する正確な情報の把握と事実確認及び障がいのある方の虐待からの保護など、関係機関と連携して迅速に対応します。

○V-2の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
虐待の相談の窓口	障がい者の虐待について、未然の防止について啓発を行うとともに、障がい者に関する虐待について通報があった場合には、実態を確認して適切な対応を行う。	社会福祉課 (障がい福祉係)

V-3 障がいのある人の雇用(就労)の場の確保

【施策の方向】

障がいのある人が地域社会で働く場を確保するため、企業に対して障がいのある人の雇用に対する支援制度の周知やアプローチを行います。

また、福祉的就労の場を提供し、障がいのある人が安心して働けるための支援をします。

(1) 雇用促進のための制度の周知

企業等が障がいのある人を雇用することによって適用される助成制度について、ハローワーク相双や福島県立テクノアカデミー浜等の各関係機関のとの連携体制を強化し、企業等に対して啓発します。

(2) 雇用の促進と安定

福島県における障がいのある人の雇用状況は、県内の企業に雇用されている障がい者数が過去最高よなる一方、障害者実雇用率は1.76%（平成26年6月1日現在：相双管内1.93%）と法定雇用率(2.0%)に達していない状況にあることから、障がいのある人の雇用の促進について、ハローワーク相双と情報交換を行いながら就労支援の推進を行います。

また、障がいのある人の雇用を促進するため、ハローワーク相双等と連携しながら、企業や雇用主に対し障がいのある人の雇用への理解を求めるとともに、トライアル雇用等各種制度の周知に努めます。

さらに、公共団体においても、障がい者の法定雇用率を遵守するよう働きかけを行います。

(3) 障がいのある人の就労機会の支援

①職業、訓練情報等の提供

障がいのある人の就労に向け、企業における障がいのある人の雇用状況や就労に必要な技術の習得等のために、ハローワーク相双と福島県立テクノアカデミー浜と連携して実施している「障がいのある方に対する就職支援：委託訓練」の情報等の周知と活用を努めます。

また、精神障がい者雇用トータルサポーター、ジョブコー等が十分に活動できるように、関係機関と連携して必要な支援を行います。

②相談支援体制の充実

障がいのある人の働く場を確保して自らの能力を活かすことができるよう、ハローワーク相双や相双地域障害者総合支援センター、相双障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、障がいのある人の就職の相談や支援等に努めます。

(4) 福祉的就労の場の充実

福祉的就労の場の確保と充実を図るために、地域活動支援センター・就労移行支援事業・就労継続支援を運営する障がい者関係団体に対して、障がい福祉サービスを充実して提供できるように、国や県等からの施設整備等に関する補助金等の情報を周知します。

(5) 工賃の向上への支援

地域活動支援センターや就労継続支援事業所等の事業所パンフレットの配布と市ホームページへの掲載により、事業所の商品や役務の提供を紹介して、市民や企業等による就労継続支援事業所等の利用と活用を推進し、工賃向上へつながるよう支援を行います。

(6) 障害者優先調達方針の推進

障害者優先調達法による市内の物品等調達方針を周知・実践し、障がい者就労支援施設等の受注の機会の安定と確保に努めます。

○V-3の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
相双地域障がい者就職面接会	障がい者を積極的に雇用の意思のある事業所等と就職を希望する障がい者が一堂に会して相対方式による面接会を実施し、障がい者の就職促進、就職機会の拡大及び事業主への啓発を行います。	社会福祉課 (相双公共職業安定所・福島労働局)

V-4 スポーツ・レクリエーション・文化活動の充実

【施策の方向】

スポーツやレクリエーション、文化活動、余暇活動を通じて地域の人々との交流や、楽しみや生きがいづくりにつなげていけるよう、支援体制の整備を図ります。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の充実

①利用者支援体制の充実

障がいのある人のスポーツ・レクリエーション等の活動促進を図るため、スポーツ等をする際の支援体制の充実に努めます。

②施設の条件整備の充実

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション等を楽しむことができるよう、公共施設への情報支援機器の設置等、障がい者に配慮した施設の整備に努めます。

(2) 生涯学習・芸術文化参加の支援

①障がいのある人や障がいのある子ども等の作品展の開催支援

障がいのある人や障がいのある子ども等による絵画、書、手工芸等の作品を展示し、社会参加と市民の障がいのある人や障がいのある子ども等に対する理解を深めます。

②芸術文化活動への支援

障がいのある人や障がいのある子ども等の創造性を育み、生活に潤いを与える絵画、書、彫刻、デザイン、演劇等、芸術文化活動への取組みを支援します。

③図書館等の利用への支援

視覚障がい等により、一般的な図書の利用が難しい障がいのある人や障がいのある子ども等に対する支援として、市立図書館等にさわる絵本、点字・録音図書、対面朗読、文字活字読上装置等の整備を推進します。

(3) 交通・移動手段の充実

障がいのある人や障がいのある子ども等がスポーツ・レクリエーション・文化活動等に参加するため、企業等に対して低床バス等の導入を推進して移動手段等の充実に努めます。

また、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用や移動支援や同行援護等を促進し、移動手段の確保を図ります。

○V-4の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい者スポーツ大会開催支援	障がい者のスポーツによる交流を深めるため、在宅障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)の開催を支援します。	社会福祉課
おひさまといっしょに開催事業	障がい者のスポーツによる交流を深めるため、在宅障がい者交流事業(スポーツ・レクリエーション)の開催を支援します。	社会福祉課
野馬追の里健康マラソン大会ウォーク事業	身体障がい者のスポーツへの積極的参加のため、野馬追の里健康マラソン大会ウォーク事業の開催を支援します。	スポーツ振興課・ 社会福祉課

V-5 生活安定施策の周知

【施策の方向】

障がいのある人が安定した生活を営むための収入源となる手当や年金等、経済的支援施策の周知を図ります。

(1) 年金制度・手当等の周知

相談支援事業所や市の福祉事務所等の窓口で、障がいのある人の生活安定のための障害基礎年金や、障がいのある人や障がいのある子どもに関する手当等の制度の周知を図ります。

(2) 生活福祉資金貸付制度の周知と支援

障がいのある人の自立と生活の安定のため、南相馬市社会福祉協議会で実施している貸付制度について周知を行います。

また、貸付制度を利用した障がいのある人に対して、計画的な返済の指導と支援について、南相馬市社会福祉協議会や相談支援事業所等と協力していきます。

○V-5の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
障がい児福祉手当 (20歳未満)、 特別障がい者手当 (20歳～) 経過的福祉手当の支給	在宅の障がい児者に手当を支給し、生活の安定の一助と福祉の増進を図る。	社会福祉課
特別児童扶養手当の支給	心身に障がいのある児童の保護者に対して手当を支給します。県事業のため、申請受付のみ行います。	男女共同こども課
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者(*資格要件有)に対して、医療費の自己負担分(*保険診療分)を助成します。	社会福祉課

VI. 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

障がいのある人が、地域社会において安全に安心して暮らせるように、施設整備等や生活の場の確保を支援するとともに、住みやすい生活環境づくりの為にバリアフリー化等の積極的な推進を図ります。

VI-1 やさしいまちづくりの推進

【施策の方向】

公共施設及び民間施設や交通機関におけるバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインについて普及啓発を行い、障がいの有無にかかわらず、誰もが使いやすい施設となるようこれらに配慮した施設整備を推進します。

また、外部からの情報伝達に工夫の必要な、視覚や聴覚に障がいのある人にとって住みやすい環境づくりを推進します。

(1) 人にやさしい施設整備の推進

歩道等の拡幅・段差の解消や色を統一した視覚障がい者誘導用ブロックを設置するほか、白杖や車椅子を使用しても歩きやすい道の整備を推進します。

(2) 施設案内板等の設置

聞こえない・聞こえにくいなど、聴覚に障がいのある人への配慮のため、市内施設等の案内板の設置を推進します。

(3) 公共施設等の施設整備の充実

公共施設や交通施設等に障がい者用駐車場、多目的トイレ等の整備の充実を推進します。

(4) 公園等の設備整備の充実

福島県の「人にやさしいまちづくり条例」施設整備基準により、公園等の設備整備の充実を推進します。

(5) 公共施設の整備充実

公共施設においても、ユニバーサルデザインに基づき整備するとともに、バリアフリー化を進めます。

○VI-1の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
社会資本整備総合交付金事業	障がい児者、高齢者、児童などの安全確保のため、歩道の確保、段差解消や視覚障がい者用誘導ブロックなどの設置を行います。	土木課・都市計画課
やさしいまちづくり条例の推進	福島県の「やさしいまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。	都市計画課

VI-2 障がいのある人の生活の場の確保

【施策の方向】

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、グループホームの充実や市営住宅の優先入居、住宅改修への支援等を行います。

(1) グループホーム等の整備促進

単身生活が困難な障がいのある人の生活の場の確保策として、グループホーム等の整備促進を図ります。

(2) 市営住宅の住環境の改善等

市営住宅ストック総合活用計画に基づき行う市営住宅の建替え、改修等の整備にあたっては、障がいのある人が住みよい住環境の整備に努めます。

また、入居について障がいのある人の「優先制度」を周知します。

(3) 住宅改修への支援

日常生活用具給付事業で行っている住宅改修費補助制度の広報を市のホームページ広報みなみそうまを利用して行い、障がいのある人が暮らしやすい住環境の整備を図ります。

また、住宅改修関連会社に対しても、住宅改修費補助制度に関する情報提供を行い、該当する住宅の改修に際しては、障がいのある人が利用しやすい制度なるよう理解の促進を図ります。

○VI-2の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
日常生活用具給付事業：住宅改修等	日常生活用具給付事業で行っている住宅改修費により、障がい者が暮らしやすい住宅の整備を図ります。	社会福祉課
公営住宅建設事業（バリアフリー化）	障がい者や高齢者に配慮し、市営住宅の建替えに際しては、バリアフリー化を推進します。	建築住宅課

VI-3 防犯・防災対策の推進

【施策の方向】

災害時要配慮者に対する防犯・防災対策の普及啓発に努めます。

また、東日本大震災等の災害の体験を活かし、地域における自主防災組織や警察、消防等との連携を強化し、緊急時における避難支援体制の充実を図ります。

(1) 防災・防犯ネットワーク体制の確立

①災害時要配慮者対策の推進

災害時における要配慮者の安否確認、情報伝達及び避難誘導の体制確立など、自主防災組織や民生委員・児童委員、相談支援事業所等と連携した地域の防災ネットワークづくりの推進とその支援に努めます。

②災害時要配慮者等への防災意識の啓発推進

災害時要配慮者やその家族と地域住民の防災意識の高揚を図るため、関係機関・団体等と連携し、防災意識の意識啓発を推進します。

③安全で安心なまちづくりの推進

市民との協働による安全で安心なまちづくりを推進するとともに、障がいのある人が犯罪の被害者にならないよう、地域や警察等との連携を図ります。

(2) 緊急時の通信体制の充実

①緊急時の情報媒体の充実

障がいのある人が緊急時において、迅速に通報し、適切なサービスを受けられるような情報媒体の充実・活用を図ります。

②聴覚障がい者の緊急通報ファックスの周知

自宅での火災や急病の際に消防への連絡手段となる緊急通報ファックスの周知を図ります。

(3) 避難時の支援体制の充実

安全・安心な避難生活が送れるよう、災害時要配慮者に配慮した避難所の運営体制の充実充実を図ります。

また、配慮の必要な方が、指定避難所での避難生活に困難が生じ「福祉避難所」が開設された場合には、要配慮者の方の円滑な移動・移送に努めるとともに、安心した避難生活を送れるよう福祉資機材の備蓄や輸送の支援体制の構築を推進します。

なお、要配慮者名簿や災害時の個別避難計画の作成を推進するなど、日常から災害時に備えた避難支援体制の充実を図ります。

(4) 避難訓練の実施

市の防災訓練時において災害時要配慮者避難訓練を行い、障がいのある人が災害時に速やかに避難できるよう備えます。

また、地域での障がいのある方の避難について、自主防災組織へ協力を求めています。

○VI-3の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
仮設借上げ見守り訪問事業	仮設住宅や借上げ住宅で生活する被災者の孤立死や孤独死を未然に防ぐとともに、引きこもりの防止を図るため、健康状態の聞き取りや生活相談などを行いながら継続して見守り訪問活動を実施する。	社会福祉課
あんしん見守りネットワーク	市民が、地域から孤立することなく安心して生活できる環境を確保するため、事業所、警察署及び市の連携によって孤立死等の発生を未然に防ぐことを目的に、事業所等と行政が協定を結び、連絡体制を構築して実施。	社会福祉課

VI-4 情報提供の充実

【施策の方向】

視覚や聴覚に障がいのある人が円滑かつ速やかに必要な情報が得られるよう、情報メディア等の媒体を活用して、情報提供の充実に努めます。

(1) 情報提供体制の充実

①情報提供媒体の活用

障がいのある人が、日常生活を送るうえで必要な情報が容易に得ることができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実に努めます。

また、視覚障がい者や聴覚障がい者など、周りからの情報を得ることが困難な障がいのあるひとが、災害時においても情報が速やかに伝わる仕組みを構築します。

②みなみそうまチャンネルの周知

聴覚に障がいのある人が、視覚による災害情報の取得のため、みなみそうまチャンネルを活用した情報の収集ができるよう周知を図ります。

○VI-4の関連事業名

関連事業名	事業内容	担当課
声の広報発行事業	視覚障がい者に行政や生活の情報を提供するため、「広報みなみそうま」と「社協だより」をテープ等に録音し、配布します。	社会福祉課
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者が公的機関等に赴く場合など、円滑な意思疎通を図るために、手話通訳士等を派遣します。	社会福祉課

第4章 計画の推進に向けて

I. 計画達成状況の点検および評価

本計画における事務事業を推進するため、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会の各専門部会において、関係する事務事業の達成状況を点検・評価します。

点検した結果については、地域自立支援協議会の全体会に報告して協議し、その後の障がい福祉事業の実施に反映していきます。

また、事業実施に当たっての問題や課題等については、障がいのある人や障がい福祉サービスを利用している人や事業所などの関係者から意見を聴取して検証し、より良い障がい福祉サービスが提供できるような支援体制づくり、障がい福祉施策の実施に努めます。

【地域自立支援協議の各専門部会が点検する事務事業項目】

○地域生活支援部会

I-2 相談体制の充実

I-4 地域生活支援事業の充実

I-5 福祉を担う人材の確保・養成【新】・・・ など

○権利擁護支援部会

V-1 障がいのある人に対する市民の理解促進

V-2 差別の防止と権利擁護の充実【充】

○就労支援部会

V-3 障がいのある人の雇用(就労)の場の確保

○発達障がい者支援部会

IV-2 障がいのある子どもへの支援【新】

IV-3 保育・教育との連携【充】

IV-4 障害児通所及び障害児相談の充実【新】

○災害対策部会

VI-3 防犯・防災対策の推進

VI-4 情報提供の充実【新】

第5章 資料編

I. 南相馬市障がい者計画・障がい福祉計画の策定体制

計画策定にあたっては、障害者総合支援法第88条第8項において、「市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ協議会の意見を聞くように努めなければならない。」と規定されていることから、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会の委員の意見を聴取して策定しました。

I-1 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会設置要綱

南相馬市告示第6号

南相馬市・飯館村地域自立支援協議会共同設置要綱を次のように定める。

平成24年2月24日

南相馬市長 桜井 勝延

南相馬市・飯館村地域自立支援協議会共同設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南相馬市及び飯館村（以下「構成市村」という。）が、南相馬市障がい者等相談支援事業実施要綱（平成20年南相馬市告示第28号）第6条第1項及び飯館村障がい者等相談支援事業実施要綱（平成20年飯館村訓令第1号）第6条第1項の規定による地域自立支援協議会を共同で設置するため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この地域自立支援協議会は、南相馬市・飯館村地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(所掌事項)

第3条 協議会は、地域において障がい者及び障がい児の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し中核的な役割を果たし、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関の連携体制の構築等に関する協議を行うものとする。

2 前項の目的を達成するため、協議会は次の事項について協議するものとする。

- (1) 障がい福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立性及び公平性の確保に関すること。
- (2) 関係機関の業務において課題となった事項の対応策に関すること。
- (3) 地域の関係機関相互の連携体制の構築に関すること。
- (4) 新たに取り組むべき地域課題への対応に関すること。
- (5) 関係機関の職員等に対する研修に関すること。
- (6) 障がい福祉計画等の進捗状況と進行管理に関すること。
- (7) その他目的達成に必要な事項

(協議会の構成)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから南相馬市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
 - (2) 保健医療関係者
 - (3) 教育関係者
 - (4) 就労支援関係者
 - (5) 権利擁護関係者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、南相馬市長及び飯舘村長（以下「構成市村長」という。）が必要と認める者
- （任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （会長及び副会長）

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- （会議）

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、南相馬市長が招集し、会長が選任されるまでの間会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- （事務局会議）

第8条 協議会の運営について調整・提案等を行うため、事務局会議を置く。

- 2 事務局会議は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 協議会会長及び副会長
 - (2) 構成市村の障がい福祉担当者
 - (3) 相談支援アドバイザー
 - (4) 相談支援事業者
 - (5) 設置部会の部会長
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める者
 - 3 事務局会議の議長には協議会の会長を、副議長には協議会の副会長をもって充てる。
- （部会）

第9条 協議会に特定の事項について調査及び検討を行うため、部会を置く。

- 2 設置する部会の名称、人数等は事務局会議で調整のうえ、協議会で決定する。
 - 3 各部会の部会員は、委員及び障がい福祉関係機関等から推薦された協力員のうちから、それぞれ会長が指名する。
 - 4 各部会に部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により定める。
 - 5 第7条の規定は、部会の会議に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「南相馬市長」とあるのは「会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。
- （負担金）

第10条 協議会等の運営等に要する経費に充てるため、飯舘村は負担金を拠出するものとし、その額は構成市村長の協議により決定するものとする。

2 前項の規定による負担金の納入の時期は、構成市村長が協議により定める。

(予算の執行)

第11条 協議会等に要する経費については、南相馬市の歳入歳出予算の定めるところにより執行するものとする。

(負担金の精算)

第12条 南相馬市長は、各年度において協議会に要する経費の予算に残額が生じた場合においては、飯舘村の負担金の額を翌年度において精算する。

(経費の執行状況)

第13条 南相馬市長は、各年度の出納閉鎖後速やかに協議会等に要する経費の予算の執行状況を飯舘村長に通知するものとする。

(告示の改廃)

第14条 この告示を改廃しようとするときは、あらかじめ構成市村長協議のうえ決定する。

(秘密の保持)

第15条 協議会等の会議の構成員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第16条 協議会等の庶務は、南相馬市障がい福祉担当課において処理する。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、協議会の会議の運営等に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

2 前項に定めるもののほか、構成市村で決定すべき事項は、構成市村長協議のうえ定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(南相馬市地域自立支援協議会運営要綱の廃止)

2 南相馬市地域自立支援協議会運営要綱（平成20年南相馬市告示第29号）は、廃止する。

I - 2 南相馬市・飯館村地域自立支援協議会委員名簿

	氏名	団体機関名	役職名	備考
1	あおた なおき 青田 直喜	南相馬市福祉事業所連絡協議会	会長	会長
2	しじょう たくや 四條 拓哉	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	相談支援アドバイザー	副会長
3	あらかわ かつ ひさ 荒川 雄久	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 原町共生生産園	サービス管理責任者	
4	あおた よしゆき 青田 由幸	特定非営利活動法人 さぼーとセンターぴあ 相談支援事業所 そらまめ	代表理事	
5	いわさき 岩崎 ちあき	特定非営利活動法人 はらまちひばり 相談支援事業所 はらまちひばりワークセンター	相談事業専門員	
6	にし みよ子 西 みよ子	特定非営利活動法人 あさがお 相談支援事業所 とみに	管理者	
7	えんどう あけみ 遠藤 明美	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 相談支援相馬事業所	管理者	
8	あら ひろふみ 荒 博史	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 相双地域障害者総合支援センター 相双障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	
9	わたなべ ゆきえ 渡辺 幸恵	公益財団法人 金森和心会雲雀ヶ丘病院	精神保健福祉士	
10	すどう やすひろ 須藤 康宏	財団法人 社団 メンタルクリニックなごみ	副院長	
11	しおや みつえ 塩谷 美津江	福島県中小企業家同友会 相双地区	副会長	
12	ささき てるのぶ 佐々木 昭宣	南相馬市身体障害者福祉会	会長	
13	えんどう ちから 遠藤 税	南相馬市原町手をつなぐ親の会	会長	
14	よねくら みのる 米倉 稔	いち・に・さんの会	会長	
15	おか さちえ 岡 幸枝	福島県自閉症協会相双分会 (相双自閉症児者親の会)	事務局	
16	たかた きみえ 高田 公恵	社会福祉法人 ちいろば会 原町聖愛保育園	主任保育士	
17	おおこうち としひで 大河内 俊英	福島県相双保健福祉事務所 障がい者支援チーム	専門社会福祉主事	
18	さとう ちひろ 佐藤 千尋	福島県浜児童相談所南相馬相談室	心理判定員	
19	さとう ひさ子 佐藤 ひさ子	福島県相双保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	専門保健技師	
20	おおわだ ひろし 大和田 浩	福島県教育庁 相双教育事務所学校教育課	指導主事	
21	すがわら なおこ 菅原 直子	福島県立相馬養護学校	進路指導主事	
22	たかた くにこ 高田 邦子	相双公共職業安定所	統括職業指導官	
23	くろき ようこ 黒木 洋子	社会福祉法人 南相馬市社会福祉協議会	事務局次長	
24	やまだ いくこ 山田 郁子	社会福祉法人 飯館村社会福祉協議会	事務局長	
25	きたはら みき 北原 美樹	飯館村教育委員会	学校教育係教諭	

Ⅱ. 計画の策定の経緯

平成 26 年 9 月 10 日	平成 26 年度第 1 回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会全体会議
平成 26 年 12 月 25 日	平成 26 年度第 2 回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会全体会議
平成 27 年 1 月 16 日	平成 26 年度第 3 回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会全体会議
平成 27 年 1 月 29 日	平成 26 年度第 4 回南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会全体会議

Ⅲ. 南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会との連携

本計画における事業の推進と障がい福祉事業の充実を図るため、南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会と連携し、障がい福祉サービスの提供体制の確保、関係機関の連携体制の構築等に関する協議を行っていきます。